

○国土交通省令第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後

欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(確認申請書の様式) 第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(i)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(四)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一 (略) (削る) 二・三 (略) 四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第三号において「建築士」という。）により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十條の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第三号において同じ。）にあつては、同法第二十條第二項に規定する証明書（構造計算書を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第三号において単に「証明書」という。）の写し 一〇五 (略)
改正前	(確認申請書の様式) 第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(i)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(四)項の(3)欄に掲げる日影図と、表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一 (略) 二 別記第三号様式による建築計画概要書 三・三の二 (略) 四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士（第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において「建築士」という。）により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十條の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において同じ。）にあつては、同法第二十條第二項に規定する証明書（構造計算書を除く。第四項第四号、第三条第三項第四号及び第三条の七第一項第四号において単に「証明書」という。）の写し 一〇五 (略)

2 (略)

3 法第八十六条の八第一項若しくは法第八十七条の二第一項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号の四様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

四 (略)

一・二 (略)

5 7 (略)

8 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第三号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

9 11 (略)

(確認済証等の様式等)

第二条 法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第四号様式による確認

2 (略)

3 法第八十六条の八第一項若しくは法第八十七条の二第一項の認定（以下「全体計画認定」という。）又は法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）を受けた建築物に係る確認の申請書にあつては、別記第六十七号の五様式による全体計画認定通知書又は全体計画変更認定通知書及び添付図書の写しを添えるものとする。

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 (略)

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三・三の二 (略)

四 (略)

一・二 (略)

5 7 (略)

8 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第四号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

9 11 (略)

(確認済証等の様式等)

第二条 法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認

済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第八条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 四 (略)

五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十五号において同じ。）の提出がなかった場合

3 法第六条第六項の規定による同条第四項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第五号様式により行うものとする。

4・5 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 (略)

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第八条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 四 (略)

五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかった場合

3 法第六条第六項の規定による同条第四項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第五号の二様式により行うものとする。

4・5 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 (略)

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

(表 略)

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

四 (略)

4・6 (略)

7 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十二号様式に、第二項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十三号様式によるもの）並びにその添付図書及び添付書類とする。

8 (略)

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四 法第六条の二第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第

一 (略)

二 別記第十二号様式による築造計画概要書

三・四 (略)

(表 略)

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一 (略)

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三・三の二 (略)

四 (略)

4・6 (略)

7 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十三号様式に、第二項の規定による確認の申請書にあつては第一面が別記第十四号様式によるもの）並びにその添付図書及び添付書類とする。

8 (略)

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四 法第六条の二第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第

十四号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行わなければならない。

2 法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行う。

二 申請に係る建築物の計画が申請の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書により行う。

（削る）

十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行わなければならない。

2 法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行う。

二 申請に係る建築物の計画が申請の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の三様式による通知書により行う。

3||

前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織（指定確認検査機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三条の十一、第三条の二十二（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）及び第十一条の二の二を除き、以下同じ。）の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

(確認審査報告書)

第三条の五 (略)

2 (略)

3 法第六条の二第五項の国土交通省令で定める書類(法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。)は、次に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ 建築物 別記第二号様式による申請書(第一面を除く。)

ロ・ハ (略)

ニ 法第八十八条第二項に規定する工作物 別記第十一号様式による申請書(第一面を除く。)

二・三 (略)

(削る)

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三条の七 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

2・4 (略)

(指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等)

第三条の十一 (略)

(確認審査報告書)

第三条の五 (略)

2 (略)

3 法第六条の二第五項の国土交通省令で定める書類(法第六条の二第一項の確認済証の交付をした場合に限る。)は、次に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ 建築物 別記第二号様式の第四面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書

ロ・ハ (略)

ニ 法第八十八条第二項に規定する工作物 別記第十二号様式による建築計画概要書

二・三 (略)

4 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の書類に代えることができる。

(構造計算適合性判定の申請書の様式)

第三条の七 法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 (略)

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三・四 (略)

2・4 (略)

(指定構造計算適合性判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等)

第三条の十一 (略)

2
4 (略)
(削る)

(指定確認検査機関が交付する検査済証の様式)
第四条の六 (略)

2 (略)
(削る)

(完了検査報告書)

第四条の七 (略)

2・3 (略)
(削る)

(指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式)

第四条の十三 (略)

2 (略)
(削る)

(中間検査報告書)

第四条の十四 (略)

2・3 (略)

2
4 (略)

5|| 第一項及び前二項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織（指定構造計算適合性判定機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

(指定確認検査機関が交付する検査済証の様式)
第四条の六 (略)

2 (略)

3|| 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

(完了検査報告書)

第四条の七 (略)

2・3 (略)

4|| 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の書類に代えることができる。

(指定確認検査機関が交付する中間検査合格証の様式)

第四条の十三 (略)

2 (略)

3|| 前項に規定する図書及び書類の交付については、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の交付によることができる。

(中間検査報告書)

第四条の十四 (略)

2・3 (略)

(削る)

(仮使用の認定の申請等)

第四条の十六 (略)

2・4 (略)

5 特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関は、法第七条の六第一項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定をしたときは、別記第三十五号様式、別記第三十五号の二様式又は別記第三十五号の三様式による仮使用認定通知書に第一項又は第二項の仮使用認定申請書の副本を添えて、申請者に通知するものとする。

(仮使用認定報告書)

第四条の十六の二 (略)

2・3 (略)

(削る)

(建築物の定期報告)

第五条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二様式による報告書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二様式又は国

4|| 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電

磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の書類に代えることができる。

(仮使用の認定の申請等)

第四条の十六 (略)

2・4 (略)

5 特定行政庁、建築主事等又は指定確認検査機関は、法第七条の六第一項第一号又は第二号の規定による仮使用の認定をしたときは、別記第三十五号様式、別記第三十五号の二様式又は別記第三十五号の三様式による仮使用認定通知書に第一項又は第二項の仮使用認定申請書の副本を添えて、申請者に通知(指定確認検査機関が通知する場合にあつては、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体の交付を含む。)|するものとする。

(仮使用認定報告書)

第四条の十六の二 (略)

2・3 (略)

4|| 前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の書類に代えることができる。

(建築物の定期報告)

第五条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二様式による報告書及び別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、

土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。

4 (略)

(建築設備等の定期報告)

第六条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の三様式による報告書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第三十六号の四様式による報告書に、防火設備にあつては別記第三十六号の五様式による報告書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式、別記第三十六号の四様式若しくは別記第三十六号の五様式又は国土交通大臣が定める検査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 (略)

(工作物の定期報告)

第六条の二の二 (略)

2 (略)

3 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、看板等にあつては別記第三十六号の四様式による報告書に、観光用エレベーター等にあつては別記第三十

特定行政庁が規則により別記第三十六号の二様式、別記第三十六号の三様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。

4 (略)

(建築設備等の定期報告)

第六条 (略)

2 (略)

3 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第三十六号の八様式による報告書及び別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の八様式、別記第三十六号の九様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 (略)

(工作物の定期報告)

第六条の二の二 (略)

2 (略)

3 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、看板等にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告

六号の三様式による報告書に、令第三百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあつては別記第三十六号の六様式による報告書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式、別記第三十六号の四様式若しくは別記第三十六号の六様式又は国土交通大臣が定める検査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合に於ては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 (略)

（台帳の記載事項等）

第六条の三 法第十二条第八項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 建築物に係る台帳 次に掲げる事項その他特定行政庁が必要と認める事項

イ 別記第二号様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号様式による通知書の第二面及び第三面に記載された事項（第十一条の三第一項第一号イにおいて「建築計画概要事項」という。）並びに別記第六十七号の三様式による申請書の第一面及び第三面に記載された事項（同号ロにおいて「全体計画概要事項」という。）

ロ 次に掲げる事項（第十一条の三第一項第一号ニにおいて「建築物処分概要事項」という。）

(1) 別記第四号様式、別記第十四号様式、別記第四十二号の三様

式による報告書に、観光用エレベーター等にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、令第三百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあつては別記第三十六号の十様式による報告書及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の十様式、別記第三十六号の十一様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合に於ては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。

4 (略)

（台帳の記載事項等）

第六条の三 法第十二条第八項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第三号様式による建築計画概要書（第三面を除く。）、別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書、別記第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下この項及び第十一条の三第一項第五号において「処分等概要書」という。）及び別記第六十七号の四様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事項

（新設）

式及び別記第四十二号の三の二様式による確認済証に記載された確認済証の番号、交付年月日及び交付者名（建築主事等職氏名又は指定確認検査機関名をいう。）並びに適合判定通知書の番号、交付年月日及び交付者名

- (2) 別記第二十一号様式、別記第二十四号様式、別記第四十二号の十六様式及び別記第四十二号の十六の二様式による検査済証に記載された検査済証の番号、交付年月日及び交付者名（検査実施者職氏名又は指定確認検査機関名をいう。(3)において同じ。）並びに検査年月日

- (3) 別記第二十八号様式、別記第三十一号様式、別記第四十二号の十九様式及び別記第四十二号の十九の二様式による中間検査合格証に記載された中間検査合格証の番号、交付年月日及び交付者名並びに特定工程及び検査年月日

- (4) 別記第三十五号様式、別記第三十五号の二様式、別記第三十五号の三様式、別記第四十二号の二十二様式、別記第四十二号の二十三様式及び別記第四十二号の二十三の二様式による仮使用認定通知書に記載された仮使用認定通知書の番号、交付年月日及び交付者名（特定行政庁の名称、建築主事等職氏名又は指定確認検査機関名をいう。）並びに仮使用期間

- (5) 別記第四十五号様式による許可通知書に記載された許可通知書の番号、交付年月日及び処分の根拠となる法令の条項並びに特定行政庁が定める期間及び規模並びに許可に付す条件

- (6) 別記第四十九号様式による通知書に記載された通知書の番号、交付年月日及び処分の根拠となる法令の条項

- (7) 別記第六十七号の四様式による通知書に記載された通知書の番号、交付年月日及び処分の根拠となる法令の条項

ハ|| 別記第三十六号の二様式による報告書（特定行政庁が規則により別に報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書）に記載された事項（第三面に定める事項を除く。第十一条の三第一項第一号ホにおいて「建築物定期調査報告概要事項」と

（新設）

二〃 いう。)

二〃 第一条の三の申請書及び第八条の二の二において準用する第一条の三の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日

二 建築設備に係る台帳 次に掲げる事項その他特定行政庁が必要と認める事項

イ 別記第八号様式による申請書の第二面及び別記第四十二号の七様式による通知書の第二面に記載された事項

ロ〃 建築設備に係る確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する次に掲げる事項（第十一条の三第一項第二号イにおいて「建築設備処分概要事項」という。）

(1) 前号ロ(1)に掲げる事項（適合判定通知書の交付者、番号及び交付年月日を除く。）

(2) 前号ロ(2)及び(4)に掲げる事項

ハ〃 建築設備に係る定期報告に関する次に掲げる事項

(1) 別記第三十六号の三様式による報告書（特定行政庁が規則により別に報告書の様式を定めた場合にあっては、当該様式による報告書。第四号ハ(1)において同じ。）のうち観光用エレベーター等に係る報告書以外のものに記載された事項（第三面に定める事項を除く。第十一条の三第一項第二号ロにおいて「昇降機定期検査報告概要事項」という。）

(2) 別記第三十六号の四様式による報告書（特定行政庁が規則により別に報告書の様式を定めた場合にあっては、当該様式による報告書。第四号ハ(2)において同じ。）のうち看板等に係る報告書以外のものに記載された事項（第三面に定める事項を除く

ロ〃 第一条の三の申請書及び第八条の二の二において準用する第一条の三の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項

イ 別記第八号様式による申請書の第二面、別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものを除く。）及び処分等概要書並びに別記第四十二号の七様式による通知書の第二面に記載すべき事項

（新設）

（新設）

。第十一条の第三第一項第二号ロにおいて「建築設備定期検査報告概要事項」という。）

二 第二条の二の申請書及び第八条の二の五第一項において準用する第二条の二の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日

三 防火設備に係る台帳 別記第三十六号の五様式による報告書（特定行政庁が規則により別に報告書の様式を定めた場合にあつては、当該様式による報告書）に記載された事項（第三面に定める事項を除く。第十一条の第三第一項第三号において「防火設備定期検査報告概要事項」という。）その他特定行政庁が必要と認める事項

四 工作物に係る台帳 次に掲げる事項その他特定行政庁が必要と認める事項

イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては、次に掲げる事項

(1) 別記第十号様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第二面及び別記第四十二号の九様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用））による通知書の第二面に記載された事項

(2) 次に掲げる事項

(i) 第一号ロ(2)から(4)までに掲げる事項（令第三百三十八条第一項に規定する工作物にあつては、同号ロ(4)に掲げる事項を除く。）

(ii) 第二号ロ(1)に掲げる事項

ロ 法第八十八条第二項に規定する工作物にあつては、次に掲げる事項

二 第二条の二の申請書及び第八条の二の五第一項において準用する第二条の二の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認審査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

三 防火設備に係る台帳 別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書その他特定行政庁が必要と認める事項

四 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては、別記第十号様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第二面及び別記第四十二号の九様式（観光用エレベーター等にあつては、別記第四十二号の七様式（昇降機用））による通知書の第二面に記載すべき事項

（新設）

（新設）

ロ 法第八十八条第二項に規定する工作物にあつては、別記第十一号様式による申請書の第二面及び別記第四十二号の十一様式によ

(1) 別記第十一号様式による申請書の第二面及び別記第四十二号

の十様式による通知書の第二面に記載された事項（第十一条の三第一項第四号イにおいて「築造計画概要事項」という。）

(2) 次に掲げる事項（第十一条の三第一項第四号ハにおいて「工作物処分概要事項」という。）

(i) 第一号ロ(2)及び(4)に掲げる事項

(ii) 第一号ロ(5)に掲げる事項（特定行政庁が定める期間を除く。）

ハ 第二号ロ(1)に掲げる事項

(1) 工作物に係る定期報告に関する次に掲げる事項

(1) 別記第三十六号の三様式による報告書のうち観光用エレベーター等に係る報告書に記載された事項（第三面に定める事項を除く。）

(2) 別記第三十六号の四様式による報告書のうち看板等に係る報告書に記載された事項（第三面に定める事項を除く。）

(3) 別記第三十六号の六様式による報告書（特定行政庁が規則により別に報告書の様式を定めた場合にあっては、当該様式による報告書）に記載された事項（第三面に定める事項を除く。）

ニ 第三条の申請書及び第八条の二の六第一項において準用する第三条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認検査報告書の提出を受けた年月日

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第一条の三（第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類

二 （略）

三 第三条（第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）

る通知書の第二面に記載すべき事項
(新設)

(新設)

ハ 別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書（看板等に係るものに限る。）及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項

ニ 第三条の申請書及び第八条の二の六第一項において準用する第三条の規定による通知書の受付年月日、指定確認検査機関から確認検査報告書の提出を受けた年月日その他特定行政庁が必要と認める事項

2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第一条の三（第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（別記第三号様式による建築計画概要書を除く。）

二 （略）

三 第三条（第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）

に規定する図書及び書類

四〇六 (略)

七 第四条の十六第一項及び第二項(第八条の二の二において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類

八〇十 (略)

十一 第十条の四第一項及び第四項に規定する図書及び書類

十二 第十条の四の二第一項に規定する図書及び書類

十三 第十条の二十三第一項及び第二項に規定する図書及び書類

十四・十五 (略)

(削る)

3 法第十二条第八項に規定する台帳(前項に規定する書類を除く。)

は、当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

4 第二項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 第二項第一号から第六号まで、第十四号及び第十五号に掲げる図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から起算して十五年間

二 第二項第七号から第十三号までに掲げる書類 特定行政庁が定める期間

5 (略)

(都道府県知事による台帳の記載等)

に規定する図書及び書類(別記第三号様式による建築計画概要書及び別記第十二号様式による築造計画概要書を除く。)

四〇六 (略)

(新設)

七〇九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

十・十一 (略)

3 第一項各号に掲げる事項又は前項各号に定める書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十二条第八項に規定する台帳への記載又は同項に規定する書類の保存に代えることができる。

4 法第十二条第八項に規定する台帳(第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5 第二項に規定する書類(第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から起算して十五年間

二 第二項第七号から第九号までの書類 特定行政庁が定める期間

6 (略)

(都道府県知事による台帳の記載等)

第六条の四 (略)

2 前項に規定する台帳は、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

一 別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載された事項

二 四 (略)

(削る)

3 第一項に規定する台帳（申請書等を除く。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

4 申請書等は、法第六条の三第四項又は法第十八条第八項の規定による通知書の交付の日から起算して十五年間保存しなければならない。

（登録特定建築物調査員講習事務の実施に係る義務）

第六条の九 登録特定建築物調査員講習事務を行う者（以下「登録特定建築物調査員講習実施機関」という。）は、公正に、かつ、前条第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築物調査員講習事務を行わなければならない。

一 十一 (略)

十二 修了審査に合格した者に対し、別記第三十七号様式による修了証明書を交付すること。

（準用）

第六条の四 (略)

2 前項に規定する台帳は、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

一 別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

二 四 (略)

3 申請書等又は前項に規定する事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ都道府県において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて申請書等の保存又は第一項に規定する台帳への記載に代えることができる。

4 第一項に規定する台帳（申請書等を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。

5 申請書等（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、法第六条の三第四項又は法第十八条第八項の規定による通知書の交付の日から起算して十五年間保存しなければならない。

（登録特定建築物調査員講習事務の実施に係る義務）

第六条の九 登録特定建築物調査員講習事務を行う者（以下「登録特定建築物調査員講習実施機関」という。）は、公正に、かつ、前条第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録特定建築物調査員講習事務を行わなければならない。

一 十一 (略)

十二 修了審査に合格した者に対し、別記第三十七号の二様式による修了証明書を交付すること。

（準用）

第六条の十二 第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(二)項の(ハ)欄の登録及びその更新、登録建築設備検査員講習、登録建築設備検査員講習事務並びに登録建築設備検査員講習実施機関（登録建築設備検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十一並びに第六条の十二において読み替えて準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号並びに第三条の二十六第一項第五号及び第四項第四号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の十一」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第六条の九第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第六条の十二の表」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「建築設備検査員」と、同条第十二号中「別記第三十七号様式」とあるのは「別記第三十七号の二様式」と読み替えるものとする。

（表 略）

（準用）

第六条の十四 第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第六条の八

第六条の十二 第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(二)項の(ハ)欄の登録及びその更新、登録建築設備検査員講習、登録建築設備検査員講習事務並びに登録建築設備検査員講習実施機関（登録建築設備検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十一並びに第六条の十二において読み替えて準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号並びに第三条の二十六第一項第五号及び第四項第四号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十二において読み替えて準用する第六条の九」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の十一」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第六条の九第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第六条の十二の表」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「建築設備検査員」と、同条第十二号中「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の三様式」と読み替えるものとする。

（表 略）

（準用）

第六条の十四 第三条の十四から第三条の二十八まで（第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。）、第六条の八

及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(三)項の(ハ)欄の登録及びその更新、登録防火設備検査員講習、登録防火設備検査員講習事務並びに登録防火設備検査員講習実施機関（登録防火設備検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十三並びに第六条の十四において読み替えて準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号並びに第三条の二十六第一項第五号及び第四項第四号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九」と、第三条の二十六第一項第三号及び第四項第二号中「講義」とあるのは「学科講習及び実技講習」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の十三」と、同条第一号中「次条第四号の表の上欄」とあり、第六条の九第五号中「前号の表の上欄」とあり、及び同条第九号中「第四号の表の上欄」とあるのは「第六条の十四の表の中欄」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「防火設備検査員」と、同条第三号中「講義」とあるのは「講習（学科講習及び実技講習をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四号から第六号まで及び第九号中「講義」とあるのは「講習」と、同条第四号中「次の表の上欄」とあるのは「第六条の十四の表の上欄の講習に区分して行うこととし、同表の中欄」と、同条第七号中「講義」とあるのは「学科講習」と、同条第十二号中「修了考査に合格した者」とあるのは「講習を修了した者」と、「別記第三十七号様式」とあるのは「別記第三十七号の三様式」と読み替えるものとする。

及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(三)項の(ハ)欄の登録及びその更新、登録防火設備検査員講習、登録防火設備検査員講習事務並びに登録防火設備検査員講習実施機関（登録防火設備検査員講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十三並びに第六条の十四において読み替えて準用する第三条の十四（第一項を除く。）から第三条の十六（第一項を除く。）まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号並びに第三条の二十六第一項第五号及び第四項第四号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十四において読み替えて準用する第六条の九」と、第三条の二十六第一項第三号及び第四項第二号中「講義」とあるのは「学科講習及び実技講習」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の十三」と、同条第一号中「次条第四号の表の上欄」とあり、第六条の九第五号中「前号の表の上欄」とあり、及び同条第九号中「第四号の表の上欄」とあるのは「第六条の十四の表の中欄」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「防火設備検査員」と、同条第三号中「講義」とあるのは「講習（学科講習及び実技講習をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第四号から第六号まで及び第九号中「講義」とあるのは「講習」と、同条第四号中「次の表の上欄」とあるのは「第六条の十四の表の上欄の講習に区分して行うこととし、同表の中欄」と、同条第七号中「講義」とあるのは「学科講習」と、同条第十二号中「修了考査に合格した者」とあるのは「講習を修了した者」と、「別記第三十七号の二様式」とあるのは「別記第三十七号の四様式」と読み替えるものとする。

(表 略)

(準用)

第六条の十六 第三条の十四から第三条の二十八まで(第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。)、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(四項の)欄の登録及びその更新、登録昇降機等検査員講習、登録昇降機等検査員講習事務並びに登録昇降機等検査員講習実施機関(登録昇降機等検査員講習事務を行う者をいう。)について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十五並びに第六条の十六において読み替えて準用する第三条の十四(第一項を除く。)」から第三条の十六(第一項を除く。))まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号並びに第三条の二十六第一項第五号及び第四項第四号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の十五」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第六条の九第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第六条の十六の表」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「昇降機等検査員」と、同条第十二号中「別記第三十七号の様式」とあるのは「別記第三十七号の四様式」と読み替えるものとする。

(表 略)

(表 略)

(準用)

第六条の十六 第三条の十四から第三条の二十八まで(第三条の十四第一項、第三条の十六第一項及び第三条の十八を除く。)、第六条の八及び第六条の九の規定は、第六条の六の表の(四項の)欄の登録及びその更新、登録昇降機等検査員講習、登録昇降機等検査員講習事務並びに登録昇降機等検査員講習実施機関(登録昇降機等検査員講習事務を行う者をいう。)について準用する。この場合において、第三条の十四第三項第三号中「第三条の十六第一項第二号イからハまで」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の八第二号イからホまで」と、第三条の十七第二項中「前三条」とあるのは「第六条の十五並びに第六条の十六において読み替えて準用する第三条の十四(第一項を除く。)」から第三条の十六(第一項を除く。))まで及び第六条の八」と、第三条の二十第八号並びに第三条の二十六第一項第五号及び第四項第四号中「修了証明書」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九第十二号に規定する修了証明書」と、第三条の二十三中「第三条の十六第一項各号」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の八各号」と、第三条の二十四中「第三条の十八」とあるのは「第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九」と、第六条の八中「前条」とあるのは「第六条の十五」と、同条第一号中「次条第四号の表」とあり、第六条の九第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第六条の十六の表」と、第六条の八第二号ロ及び第六条の九第七号中「特定建築物調査員」とあるのは「昇降機等検査員」と、同条第十二号中「別記第三十七号の様式」とあるのは「別記第三十七号の五様式」と読み替えるものとする。

(表 略)

(特定建築物調査員資格者証の交付の申請)

第六条の十七 法第十二条の二第一項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の五様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(特定建築物調査員資格者証の交付)

第六条の十九 国土交通大臣は、第六条の十七の規定による申請があつた場合においては、別記第三十七号の六様式による特定建築物調査員資格者証を交付する。

(特定建築物調査員資格者証の再交付)

第六条の二十 特定建築物調査員は、氏名に変更を生じた場合又は特定建築物調査員資格者証を汚損し、若しくは失つた場合においては、遅滞なく、別記第三十七号の七様式による特定建築物調査員資格者証再交付申請書に、汚損した場合にあつてはその特定建築物調査員資格者証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出)

第六条の二十の二 特定建築物調査員又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該特定建築物調査員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、別記第三十七号の八様式による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(準用)

(特定建築物調査員資格者証の交付の申請)

第六条の十七 法第十二条の二第一項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の六様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(特定建築物調査員資格者証の交付)

第六条の十九 国土交通大臣は、第六条の十七の規定による申請があつた場合においては、別記第三十七号の七様式による特定建築物調査員資格者証を交付する。

(特定建築物調査員資格者証の再交付)

第六条の二十 特定建築物調査員は、氏名に変更を生じた場合又は特定建築物調査員資格者証を汚損し、若しくは失つた場合においては、遅滞なく、別記第三十七号の八様式による特定建築物調査員資格者証再交付申請書に、汚損した場合にあつてはその特定建築物調査員資格者証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2・3 (略)

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出)

第六条の二十の二 特定建築物調査員又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該特定建築物調査員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、別記第三十七号の八の二様式による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(準用)

第六条の二十三 第六条の十六の二、第六条の十六の三、第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、建築設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第六条の十九		(略)
	別記第三十七号の六様式	別記第三十七号の十一様式	
	第六条の二十第一項	別記第三十七号の十二様式	
第六条の二十の二	別記第三十七号の八様式	別記第三十七号の十二の二様式	(略)
	第六条の二十の二	第六条の二十の二	

(準用)

第六条の二十五 第六条の十六の二、第六条の十六の三、第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、防火設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の二十三 第六条の十六の二、第六条の十六の三、第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、建築設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第六条の十九		(略)
	別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十一様式	
	第六条の二十第一項	別記第三十七号の十二様式	
第六条の二十の二	別記第三十七号の八の二様式	別記第三十七号の十二の二様式	(略)
	第六条の二十の二	第六条の二十の二	

(準用)

第六条の二十五 第六条の十六の二、第六条の十六の三、第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、防火設備検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第六条の十九		(略)	
			別記第三十七号の六様式	別記第三十七号の十五様式
	第六条の二十第一項		別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十六様式
	第六条の二十の二		別記第三十七号の八様式	別記第三十七号の十六の二様式

(準用)

第六条の二十七 第六条の十六の二、第六条の十六の三、第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、昇降機等検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第六条の十九	
	(略)	
		別記第三十七号の十九様式

(略)	第六条の十九		(略)	
			別記第三十七号の七様式	別記第三十七号の十五様式
	第六条の二十第一項		別記第三十七号の八様式	別記第三十七号の十六様式
	第六条の二十の二		別記第三十七号の八の二様式	別記第三十七号の十六の二様式

(準用)

第六条の二十七 第六条の十六の二、第六条の十六の三、第六条の十七第二項及び第三項並びに第六条の十八から第六条の二十一までの規定は、昇降機等検査員資格者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第六条の十九	
	(略)	
		別記第三十七号の十九様式

第六條の二十第一項	別記第三十七 号の七様式	別記第三十七 号の二十様式
第六條の二十の二	別記第三十七 号の八様式	別記第三十七 号の二十の二 様式
(略)		

(国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等)

第八條の二 (略)

2 6 (略)

7 法第十八条第十八項の国土交通省令で定める書類(同条第四項の確認済証の交付をした場合に限る。)は、次に掲げる書類とする。
一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める書類

イ 建築物 別記第四十二号様式による通知書(第一面を除く。)

ロ・ハ (略)

ニ 法第八十八條第二項に規定する工作物 別記第四十二号の十様式による通知書(第一面を除く。)

二・三 (略)

(削る)

8 (略)

9 法第十八条第二十六項(法第八十七条の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第十一項において同じ。)に規定する検査済証の様式は、別記第四十二号の十六の

第六條の二十第一項	別記第三十七 号の八様式	別記第三十七 号の二十様式
第六條の二十の二	別記第三十七 号の八の二様式	別記第三十七 号の二十の二 様式
(略)		

(国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等)

第八條の二 (略)

2 6 (略)

7 法第十八条第十八項の国土交通省令で定める書類(同条第四項の確認済証の交付をした場合に限る。)は、次に掲げる書類とする。
一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める書類

イ 建築物 別記第四十二号様式の第四面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書

ロ・ハ (略)

ニ 法第八十八條第二項に規定する工作物 別記第十二号様式による築造計画概要書

二・三 (略)

8 第三条の五第四項の規定は、前項の書類について準用する。

9 (略)

10 法第十八条第二十六項(法第八十七条の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第十二項において同じ。)に規定する検査済証の様式は、別記第四十二号の十六の

二様式による。

10|| (略)

11|| 法第十八条第二十七項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第十三項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第二十六項の検査済証の交付の日又は次条において準用する第四条の五の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

12|| 13|| (略)

(削る)

14|| 15|| (略)

16|| 法第十八条第三十四項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第十八項において同じ。）に規定する中間検査合格証の様式は、別記第四十二号の十九の二様式による。

17|| (略)

18|| 法第十八条第三十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第三十四項の中間検査合格証の交付の日又は次条において準用する第四条の十二の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

19|| 20|| (略)

(削る)

21|| 法第十八条第三十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第二十三項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、次条において準用する第四条の十六第五項の規定による通知をした日から七日以内とする。

22|| 23|| (略)

(削る)

二様式による。

11|| (略)

12|| 法第十八条第二十七項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第十四項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第二十六項の検査済証の交付の日又は次条において準用する第四条の五の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

13|| 14|| (略)

15|| 第四条の十六の二第四項の規定は、前項の書類について準用する。

16|| 17|| (略)

18|| 法第十八条第三十四項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十項において同じ。）に規定する中間検査合格証の様式は、別記第四十二号の十九の二様式による。

19|| (略)

20|| 法第十八条第三十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項及び第二十二項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、法第十八条第三十四項の中間検査合格証の交付の日又は次条において準用する第四条の十二の二第一項の規定による通知をした日から七日以内とする。

21|| 22|| (略)

23|| 第四条の十四第四項の規定は、前項の書類について準用する。

24|| 法第十八条第三十九項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項及び第二十六項において同じ。）の国土交通省令で定める期間は、次条において準用する第四条の十六第五項の規定による通知をした日から七日以内とする。

25|| 26|| (略)

27|| 第四条の十六の二第四項の規定は、前項の書類について準用する。

(準用)

第八条の二の二 第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第一条の三第一項第一号ロ及び第四号、同項の表一から表三まで、第四項第一号ロ及びハ並びに第四号並びに第五項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第一条の三第七項、第九項及び第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第一条の四（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三条の七第一項第一号ロ及び第三号、第三条の八、第四条第一項第五号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を	申請に
	通知に

(準用)

第八条の二の二 第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第一条の三第一項第一号ロ及び第四号、同項の表一から表三まで、第四項第一号ロ及びハ並びに第四号並びに第五項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第一条の三第七項、第九項及び第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第一条の四（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三条の七第一項第一号ロ及び第四号、第三条の八、第四条第一項第五号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を	申請に
	通知に

(略)	第一条の三第八項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	(略)	別記第三号様式	申請を	第一条の三第八項及び第十一項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、 <u>第三条の七</u> 第一項第二号、第三項及び第四項、 <u>第四条</u> 第一項第七号（ <u>第四条</u> の四の二において準用する場合を含む。）及び第二項並びに <u>第四条</u> の八第一項第五号（ <u>第四条</u> の十一の二に
			別記第四十二号の二様式	通知を	
(略)	第一条の三第一項第三号及び第四項第三号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	確認の申請		第一条の三第一項第二号及び第四項第二号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）
			建築物等情報モデル図書通知	通知	

(略)	第一条の三第一項第三号の二及び第四項第三号の二（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	（略）		第一条の三第八項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）
		（略）	別記第四号様式	申請を
			別記第四十二号の二様式	通知を
(略)	第一条の三第一項第三号の二及び第四項第三号の二（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	建築物等情報モデル図書申請	確認の申請	第一条の三第一項第三号及び第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）
		建築物等情報モデル図書通知	通知	

(略)	第二条第一項		第二条第三項		第三条の四第一項		(略)	第二条第一項		第二条第三項		第三条の四第一項	
	(略)	別記第四号様式	(略)	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式	別記第四十二号の四様式		(略)	別記第四号様式	(略)	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式	別記第四十二号の四様式

(略)	第二条第一項		第二条第三項		第三条の四第一項		(略)	第二条第一項		第二条第三項		第三条の四第一項	
	(略)	別記第五号様式	(略)	別記第五号の二様式	別記第四十二号の三様式	別記第四十二号の四様式		(略)	別記第五号様式	(略)	別記第五号の二様式	別記第四十二号の三様式	別記第四十二号の四様式

読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	
	第二条の二第六項において読み替えて準用する第二条第一項	
	別記第四号様式	別記第四十二号の三様式

2 (略)

(国の機関の長等による工作物に関する通知等)

第八条の二の六 第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	
	第二条の二第六項において読み替えて準用する第二条第一項	
	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式

2 (略)

(国の機関の長等による工作物に関する通知等)

第八条の二の六 第三条（第八項を除く。）、同条第八項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第三項において読み替えて準用する第三条（第六項及び第八項を除く。）の規定は、法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による工作物に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 (略)	第三条第一項第二号及び第二項第二号(これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。)		確認の申請	通知
	第三条第一項第三号、第二項第三号及び第三項第三号(これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。)	建築物等情報 モデル図書申請	建築物等情報 モデル図書通知	
(略)	第三条第七項(第三条の三第三項において準用する場合を含む。)		(略)	
	別記第十二号様式	別記第四十二号の十一様式		
(略)	第三条第八項において読み替えて準用する第二条第一項		(略)	
	別記第四号様式	別記第四十二号の三様式		

2 (略)	第三条第一項第二号及び第二項第三号(これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。)		確認の申請	通知
	第三条第一項第三号、第二項第四号及び第三項第三号の二(これらの規定を第三条の三第三項において準用する場合を含む。)	建築物等情報 モデル図書申請	建築物等情報 モデル図書通知	
(略)	第三条第七項(第三条の三第三項において準用する場合を含む。)		(略)	
	別記第十三号様式	別記第四十二号の十一様式		
(略)	第三条第八項において読み替えて準用する第二条第一項		(略)	
	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式		

(指定道路図及び指定道路調書)

(指定道路図及び指定道路調書)

第十条の二 特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第十一條の三第一項第五号イにおいて「指定道路図」という。）及び調査書（以下この条及び第十一條の三第一項第五号ロにおいて「指定道路調査」という。）を作成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。

一五（略）

（削る）

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三 全体計画認定の申請をしようとする者は、次項の場合を除き、別記第六十七号の三様式による申請書（以下この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、全体計画に係る二以上の工事のそれぞれについて作成された次に掲げる図書及び書類（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）を添えたものを特定行政庁に提出するものとする。ただし、第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、同条第一項の表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二六)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三九)項の(3)欄に掲げる日影図と、同条第一項の表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、同条第一項の表二の(二六)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四五)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる

第十条の二 特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第十一條の三第一項第七号において「指定道路図」という。）及び調査書（以下この条及び第十一條の三第一項第八号において「指定道路調査」という。）を作成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。

一五（略）

2||

指定道路図又は指定道路調査に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてそれぞれ指定道路図又は指定道路調査への記載に代えることができる。

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三 全体計画認定の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる図書及び書類を特定行政庁に提出するものとする。ただし、第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、同条第一項の表二の(三)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二六)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三九)項の(3)欄に掲げる日影図と、同条第一項の表一の(3)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、同条第一項の表二の(二六)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四五)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一〇 第一条の三第一項の表一の各項に掲げる図書（同項第一号イの認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号イに規定する国土交通大臣の指定した図書を除く。）

二 申請に係る建築物が第一条の三第一項第一号ロ(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

三 申請に係る建築物が法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものであることを示す書面に全体計画認定の申請をしようとする者は、当該申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書の正本及び副本に、それぞれ、全体計画に係る二以上の工事のそれぞれについて作成された次に掲げる図書及び書類（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）を添えたものを特定行政庁に提出するものとする。

一 前項各号に掲げる図書及び書類

一 別記第六十七号の三様式による申請書（以下この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 第一条の三第一項の表一の各項に掲げる図書（同条第一項第一号イの認定を受けた構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同号イに規定する国土交通大臣の指定した図書を除く。）

ロ 申請に係る建築物が第一条の三第一項第一号ロ(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

ハ 申請に係る建築物が法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものであることを示す書面

二 全体計画概要書

（新設）

二 申請に係る全体計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第六十七号の三様式による正本及び副本に、それぞれ、次に

- 二|| 当該申請に係る全体計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物の全体計画に令第四百四十六条第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類
- 三|| 当該申請に係る全体計画に含まれる建築設備が第一条の三第四項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、当該(1)及び(2)に定める図書及び書類
- 3 第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書に添える図書及び書類にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一、三 (略)
- 4 第一条の三第一項の表一の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を申請書に添える場合においては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項

- 掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）
- イ 前項第一号イからハまでに掲げる図書及び書類
- ロ 申請に係る全体計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物の全体計画に令第四百四十六条第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類
- ハ 申請に係る全体計画に含まれる建築設備が第一条の三第四項第一号ハ(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、当該(1)及び(2)に定める図書及び書類
- 全体計画概要書
- 二||
- (新設)
- 3 第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- 一、三 (略)
- 4 第一条の三第一項の表一の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第一項又は第二項の申請書に添える場合においては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合

に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を申請書に添えることを要しない。

5 7 (略)

8 特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第六十七号の四様式による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

9 特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第六十七号の五様式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

(全体計画認定の変更の申請等)

第十条の二十四 全体計画変更認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本に前条第一項から第七項までの規定による添付図書添付書類のうち変更に係るものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 (略)

(書類の閲覧等)

第十一条の三 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 建築物 次に掲げるもの

イ 建築計画概要事項（建築主の電話番号を除く。）を記載した書類

ロ 全体計画概要事項（申請者の電話番号を除く。）を記載した書類

において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第一項又は第二項の申請書に添えることを要しない。

5 7 (略)

8 特定行政庁は、全体計画認定をしたときは、別記第六十七号の五様式による通知書に、当該全体計画認定に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

9 特定行政庁は、全体計画認定をしないときは、別記第六十七号の六様式による通知書に、当該通知に係る申請書の副本及びその添付図書及び添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

(全体計画認定の変更の申請等)

第十条の二十四 全体計画変更認定の申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本並びに全体計画概要書に前条第一項から第七項までの規定による添付図書添付書類のうち変更に係るものを添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 (略)

(書類の閲覧等)

第十一条の三 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

一 別記第三号様式による建築計画概要書

類	ハ 別記第二号様式による申請書の第七面及び別記第四十二号様式による通知書の第七面による書類
	ニ 建築物処分概要事項を記載した書類
	ホ 建築物定期調査報告概要事項（所有者又は管理者の電話番号を除く。）を記載した書類
	二 建築設備 次に掲げるもの
	イ 建築設備処分概要事項を記載した書類
	ロ 昇降機定期検査報告概要事項及び建築設備定期検査報告概要事項（これらのうち所有者又は管理者の電話番号を除く。）を記載した書類
	三 防火設備 防火設備定期検査報告概要事項（所有者又は管理者の電話番号を除く。）を記載した書類
	四 工作物 次に掲げるもの
	イ 築造計画概要事項（築造主の電話番号を除く。）を記載した書類
	ロ 別記第十一号様式による申請書の第三面による書類
	ハ 工作物処分概要事項を記載した書類
	五 道路 次に掲げるもの
	イ 指定道路図
	ロ 指定道路調書
	（削る）
	（削る）
	（削る）
	2 特定行政庁は、前項の書類（同項第五号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
3 （略）	

	二 別記第十二号様式による築造計画概要書
	三 別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書
	四 別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書
	五 処分等概要書
	六 全体計画概要書
	七 指定道路図
	八 指定道路調書
	2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
3 （略）	

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第六条の三及び第十一条の三関係）（A 4）

（略）
（第二面）

建築主等の概要

【1. 建築主】～【6. 工事施工者】（略）

【7. 備考】

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【17. 特定工程工事終了予定年月日】（略）

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

☐要 ☐無

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A 4）

（略）
（第二面）

建築主等の概要

【1. 建築主】～【6. 工事施工者】（略）

【7. 構造計算適合性判定の申請】

☐申請済（ ）

☐未申請（ ）

☐申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐提出済（ ）

☐未提出（ ）

☐提出不要

【9. 備考】

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【17. 特定工程工事終了予定年月日】（略）

【18. その他必要な事項】

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

☐有 ☐無

【20. その他必要な事項】

【21. 備考】

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【17. 便所の種類】 (略)

【18. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☐提出済 ()
☐未提出 ()
☐提出不要

【19. その他必要な事項】

【20. 備考】

(第六面)

建築物独立部分別概要

【1. 番号】～【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】 (略)

【19. 備考】

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【17. 便所の種類】 (略)

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

(第六面)

建築物独立部分別概要

【1. 番号】～【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】 (略)

【 8 . 構造計算適合性判定の申請】

- ☐申請済 ()
- ☐未申請 ()
- ☐申請不要

【 9 . 備考】

(第七面)

付近見取図

配置図

【 8 . 備考】

(新設)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑧ (略)

(削る)

(削る)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑧ (略)

⑨ 7 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

⑩ 8 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項各号に掲げる特定建築行為のうち該当するものの号番号（同項第 1 号に該当する場合にあっては、号番号及び同号イ又はロのうち該当するもの（気候風土適応住宅に該当する場合にあっては、その旨を含む。））を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。な

⑨ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

①～②⑤ (略)

②⑥ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

②⑦ 計画の変更申請の際は、21欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

①～①⑧ (略)

①⑨ 18欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村まで構いません。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項各号に掲げる特定建築行為のうち該当するものの号番号（同項第1号に該当する場合にあっては、号番号及び同号イ又はロのうち該当するもの（気候風土適応住宅に該当する場合にあっては、その旨を含む。））を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には

お、建築に係る部分の床面積が10平方メートル以下である場合、建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

①⑪ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。

4. 第三面関係

①～②⑤ (略)

②⑥ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

②⑦ 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

①～①⑧ (略)

（新設）

、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、建築に係る部分の床面積が10平方メートル以下である場合、建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

⑳ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、19欄又は別紙に記載して添えてください。

㉑ 申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、20欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。

㉒ 主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計（準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう。）を用いたものについては、20欄にその旨を記入してください。

㉓ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、20欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。

㉔ 建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、20欄に、その旨を記入してください。

㉕ 劇場等の客席に車椅子使用者用部分を設ける建築物であるときは、20欄に当該部分の構造が車椅子使用者が舞台等を容易に視認できるものであることの検証の内容並びに当該部分の客席内の分散配置及び同伴者用の座席又はスペースの隣接設置についての検討の内容を記入してください。

㉖ 計画の変更申請の際は、20欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. (略)

7. 第六面関係

⑲ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

㉑ 申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。

㉒ 主要構造部の全部又は一部に燃えしろ設計（準耐火構造の主要構造部を耐火被覆を用いない構造方法によるものとする設計をいう。）を用いたものについては、19欄にその旨を記入してください。

㉓ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、19欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。

㉔ 建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、19欄に、その旨を記入してください。

㉕ 劇場等の客席に車椅子使用者用部分を設ける建築物であるときは、19欄に当該部分の構造が車椅子使用者が舞台等を容易に視認できるものであることの検証の内容並びに当該部分の客席内の分散配置及び同伴者用の座席又はスペースの隣接設置についての検討の内容を記入してください。

㉖ 計画の変更申請の際は、19欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. (略)

7. 第六面関係

①～⑦ （略）

⑧ 8 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県 〇〇市、郡 〇〇町、村までで構いません。

⑨ 計画の変更申請の際は、9 欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

8. 第七面関係

① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

② 配置図には、縮尺（スケールバーで表示されたものを含む。）、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(削る)

①～⑦ （略）

(新設)

⑧ 計画の変更申請の際は、8 欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

(新設)

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）（A 4）

建築計画概要書（第一面）				
建築主等の概要				
【1. 建築主】				
【イ. 氏名のフリガナ】				
【ロ. 氏名】				
【ハ. 郵便番号】				
【ニ. 住所】				
【2. 代理者】				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【3. 設計者】				
（代表となる設計者）				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【ト. 作成又は確認した設計図書】				
（その他の設計者）				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【ト. 作成又は確認した設計図書】				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【イ. 資格】	()	建築士	()	登録第 号
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				

【ト、作成又は確認した設計図書】		
(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)		
上記の設計者のうち、		
☐ 建築士法第20条の2第1項の表示をした者		
【イ、氏名】		
【ロ、資格】構造設計一級建築士交付第		号
☐ 建築士法第20条の2第3項の表示をした者		
【イ、氏名】		
【ロ、資格】構造設計一級建築士交付第		号
☐ 建築士法第20条の3第1項の表示をした者		
【イ、氏名】		
【ロ、資格】設備設計一級建築士交付第		号
【イ、氏名】		
【ロ、資格】設備設計一級建築士交付第		号
【イ、氏名】		
【ロ、資格】設備設計一級建築士交付第		号
☐ 建築士法第20条の3第3項の表示をした者		
【イ、氏名】		
【ロ、資格】設備設計一級建築士交付第		号
【イ、氏名】		
【ロ、資格】設備設計一級建築士交付第		号
【イ、氏名】		
【ロ、資格】設備設計一級建築士交付第		号
【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】		
(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)		
【イ、氏名】		
【ロ、勤務先】		
【ハ、郵便番号】		
【ニ、所在地】		
【ホ、電話番号】		
【ヘ、登録番号】		
【ト、意見を聴いた設計図書】		
(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)		
【イ、氏名】		
【ロ、勤務先】		
【ハ、郵便番号】		
【ニ、所在地】		
【ホ、電話番号】		
【ヘ、登録番号】		
【ト、意見を聴いた設計図書】		
【イ、氏名】		
【ロ、勤務先】		
【ハ、郵便番号】		
【ニ、所在地】		

【ホ、電話番号】			
【ヘ、登録番号】			
【ト、意見を聴いた設計図書】			
【5.工事監理者】			
(代表となる工事監理者)			
【イ、資格】	()	建築士	()
【ロ、氏名】		登録第	号
【ハ、建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
		知事登録第	号
【ニ、郵便番号】			
【ホ、所在地】			
【ヘ、電話番号】			
【ト、工事と照合する設計図書】			
(その他の工事監理者)			
【イ、資格】	()	建築士	()
【ロ、氏名】		登録第	号
【ハ、建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
		知事登録第	号
【ニ、郵便番号】			
【ホ、所在地】			
【ヘ、電話番号】			
【ト、工事と照合する設計図書】			
【イ、資格】	()	建築士	()
【ロ、氏名】		登録第	号
【ハ、建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
		知事登録第	号
【ニ、郵便番号】			
【ホ、所在地】			
【ヘ、電話番号】			
【ト、工事と照合する設計図書】			
【イ、資格】	()	建築士	()
【ロ、氏名】		登録第	号
【ハ、建築士事務所名】	()	建築士事務所	()
		知事登録第	号
【ニ、郵便番号】			
【ホ、所在地】			
【ヘ、電話番号】			
【ト、工事と照合する設計図書】			
【6.工事施工者】			
【イ、氏名】			
【ロ、営業所名】	建設業の許可()第		号
【ハ、郵便番号】			
【ニ、所在地】			
【ホ、電話番号】			
【7.備考】			

建築計画概要書（第二面）			
建築物及びその敷地に関する事項			
【1. 地名地番】			
【2. 住居表示】			
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】 □都市計画区域内（□市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定） □準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外			
【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 □指定なし			
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】			
【6. 道路】			
【イ. 幅員】			
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】			
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】	(1) () () () () ()		
	(2) () () () () ()		
【ロ. 用途地域等】	() () () () () ()		
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】			
	() () () () () ()		
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】			
	() () () () () ()		
【ホ. 敷地面積の合計】 (1)			
	(2)		
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】			
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】			
【チ. 備考】			
【8. 主要用途】（区分）			
【9. 工事種別】			
□新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替			
【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)			
【イ. 建築物全体】	() () () () () ()		
【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】			
	() () () () () ()		
【ハ. 建蔽率】			
【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)			
【イ. 建築物全体】	() () () () () ()		
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】			
	() () () () () ()		
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】			
	() () () () () ()		
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】			
	() () () () () ()		
【ホ. 認定機械室等の部分】			
	() () () () () ()		
【ヘ. 自転車車庫等の部分】			
	() () () () () ()		
【ト. 備蓄倉庫の部分】			
	() () () () () ()		
【チ. 蓄電池の設置部分】			
	() () () () () ()		
【リ. 自家発電設備の設置部分】			
	() () () () () ()		
【ス. 貯水槽の設置部分】			
	() () () () () ()		

【ル. 宅配ボックスの設置部分】
 () () ()
 【ヲ. その他の不算入部分】 () () ()
 【ウ. 住宅の部分】 () () ()
 【カ. 老人ホーム等の部分】 () () ()
 【ヨ. 延べ面積】
 【タ. 容積率】

【12. 建築物の数】
 【イ. 申請に係る建築物の数】
 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物) ()
 【イ. 最高の高さ】 () () ()
 【ロ. 階数】 地上 () () ()
 地下 () () ()
 【ハ. 構造】 造 一部 造
 【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☐有 ☐無
 【ホ. 適用があるときは、特例の区分】
☐道路高さ制限不適用 ☐隣地高さ制限不適用 ☐北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【16. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)
 (第 回) 年 月 日 ()
 (第 回) 年 月 日 ()
 (第 回) 年 月 日 ()

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】
☐要 ☐否

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】
☐有 ☐無

【20. その他必要な事項】

付近見取図

配置図

（注意）

1．第一面及び第二面関係

① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書（第一面）」及び「建築計画概要書（第二面）」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの19欄に記載してください。

② 第一面の5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあつた旨を明示した上で記入します。

2．第三面関係

① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A 4）
（略）

第四号様式（第二条、第二条の二、第三条、第六条の三及び第十一条の三関係）（A 4）
（略）

第五号様式（第二条関係）（A 4）
（略）

第四号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A 4）
（略）

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（A 4）
（略）

第五号の二様式（第二条関係）（A 4）
（略）

第十一号様式（第三条、第三条の三、第六条の三及び第十一条の三関係）（A 4）

確認申請書（工作物）
（第一面）・（第二面）（略）
（第三面）

付近見取図

配置図

（注意）

1. ～ 3. （略）

4. 第三面関係

① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してくだ

第十一号様式（第三条、第三条の三関係）（A 4）

確認申請書（工作物）
（第一面）・（第二面）（略）
（新設）

（注意）

1. ～ 3. （略）

（新設）

さい。

- ② 配置図には、縮尺（スケールバーで表示されたものを含む。）、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が建築基準法施行令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）を明示してください。

(削る)

第十二号様式（第三条、第三条の三、第十一条の三関係）（A4）

建築計画概要書 (第一面)				
【1. 発注者】				
【イ. 氏名のフリガナ】				
【ロ. 氏名】				
【ハ. 郵便番号】				
【ニ. 住所】				
【2. 代建者】				
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号				
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号				
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【3. 設計者】				
(代表となる設計者)				
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号				
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号				
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【ト. 作成した設計図書】				
(その他の設計者)				
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号				
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号				
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【ト. 作成した設計図書】				
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号				
【ロ. 氏名】				
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号				
【ニ. 郵便番号】				
【ホ. 所在地】				
【ヘ. 電話番号】				
【ト. 作成した設計図書】				

【4. 工事施工者】			
【イ. 氏名】			
【ロ. 営業所名】	建設業の許可（	）第	号
【ハ. 郵便番号】			
【ニ. 所在地】			
【ホ. 電話番号】			
【5. 敷地の位置】			
【イ. 地名地番】			
【ロ. 住居表示】			
【ハ. 用途地域】			
【ニ. その他の区域又は地区】			
【6. 工作物の概要】			
【イ. 用途】（区分）			
【ロ. 高さ】			
【ハ. 工事種別】	☐ 新築	☐ 増築	☐ 改築 ☐ その他（
	（申請部分	）（申請以外の部分	）（合計
【ニ. 築造面積】	（	）（	）（
【ホ. 工作物の数】	（	）（	）（
【ヘ. その他必要な事項】			
【7. 工事着手予定年月日】			
	年	月	日
【8. 工事完了予定年月日】			
	年	月	日
【9. 特定工程工事終了予定年月日】（特定工程）			
（第	年	月	日（
回）			
（第	年	月	日（
回）			
【10. 許可等】			
【11. 備考】			

第十二号様式（第三条、第三条の三関係）（A 4）
（略）

第十三号様式（第三条、第三条の三関係）（A 4）
（略）

第十四号様式（第三条の四、第六条の三及び第十一条の三関係）（A 4）
（略）

築造計画概要書（第二面）

付近見取図

配置図

(注意)

1. 第一面関係
① これは第十一号様式の第二面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「築造計画概要書（第一面）」と明示してください。
② 4 欄は、工事施工者が未定の場合は、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。この場合には、特定行政庁が届出のあつた旨を明示した上で記入します。

2. 第二面関係
① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が建築基準法施行令第 138 条第 4 項第 2 号ハからイまでに掲げるものである場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。）を明示してください。

第十三号様式（第三条、第三条の三関係）（A 4）
（略）

第十四号様式（第三条、第三条の三関係）（A 4）
（略）

第十五号様式（第三条の四関係）（A 4）
（略）

第十五号様式（第三条の四関係）（A 4）
（略）

第十五号の二様式（第三条の四関係）（A 4）
（略）

第十八号の二様式（第三条の七、第三条の十関係）（A 4）
（略）
（第二面）

第十五号の二様式（第三条の四関係）（A 4）
（略）

第十五号の三様式（第三条の四関係）（A 4）
（略）

第十八号の二様式（第三条の七、第三条の十関係）（A 4）
（略）
（第二面）

【1. 建築主】・【2. 代理者】（略）

【3. 設計者】

（代表となる設計者）

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

（その他の設計者）

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

（構造設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

☐ 建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

☐ 建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

☐ 建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【1. 建築主】・【2. 代理者】（略）

【3. 設計者】

（代表となる設計者）

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

（その他の設計者）

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】（ ） 建築士 （ ） 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

（構造設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

☐ 建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

☐ 建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

【イ.氏名】	
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第	号
【イ.氏名】	
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第	号
□建築士法第20条の3第3項の表示をした者	
【イ.氏名】	
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第	号
【イ.氏名】	
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第	号
【イ.氏名】	
【ロ.資格】設備設計一級建築士交付第	号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】
 【ロ.勤務先】
 【ハ.郵便番号】
 【ニ.所在地】
 【ホ.電話番号】
 【ヘ.登録番号】
 【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】
 【ロ.勤務先】
 【ハ.郵便番号】
 【ニ.所在地】
 【ホ.電話番号】
 【ヘ.登録番号】
 【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】
 【ロ.勤務先】
 【ハ.郵便番号】
 【ニ.所在地】
 【ホ.電話番号】
 【ヘ.登録番号】
 【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】
 【ロ.勤務先】
 【ハ.郵便番号】
 【ニ.所在地】
 【ホ.電話番号】
 【ヘ.登録番号】
 【ト.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ.氏名】
 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ.郵便番号】
 【ホ.所在地】

【へ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】
(その他の工事監理者)
【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【へ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】
【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【へ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】
【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【へ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

【6.工事施工者】
【イ.氏名】
【ロ.営業所名】 建設業の許可()第 号

【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】

【7.敷地の位置】・【8.確認の申請】 (略)

【9.主要用途】(区分)

【10.工事種別】

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【11.備考】

(注意)

【4.敷地の位置】・【5.確認の申請】 (略)

【6.工事種別】

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【7.備考】

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①・② (略)

③ 2 欄、3 欄及び 5 欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

④ 3 欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2 第3項若しくは第20条の3 第3項の表示をした図書について記入してください。

⑤ 3 欄、4 欄及び 5 欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。その他の全ての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者についても同様に記入してください。3 欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑥ 住居表示が定まっているときは、7 欄の「ロ」に記入してください。

⑦ 8 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村までで構いません。

⑧ 9 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①・② (略)

③ 2 欄及び 3 欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。

④ 3 欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2 第3項の表示をした図書について記入してください。

⑤ 3 欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物に係る他の全ての設計者について記入してください。3 欄の設計者のうち、構造設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

⑥ 住居表示が定まっているときは、4 欄の「ロ」に記入してください。

⑦ 5 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

(新設)

⑨ 10欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑩ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、11欄に記入してください。

第二十一号様式（第四条の四、第六条の三及び第十一条の三関係）（A 4）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第二十四号様式（第四条の六、第六条の三及び第十一条の三関係）（A 4）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第二十八号様式（第四条の十、第六条の三及び第十一条の三関係）（A 4）

（略）

第三十一号様式（第四条の十三、第六条の三及び第十一条の三関係）（

⑧ 6欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑨ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

第二十一号様式（第四条の四関係）（A 4）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第二十四号様式（第四条の六関係）（A 4）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第二十八号様式（第四条の十関係）（A 4）

（略）

第三十一号様式（第四条の十三関係）（A 4）

A 4) (略) 第三十五号様式 (<u>第四条の十六、第六条の三及び第十一条の三</u>関係) (A 4) (略) 1. ～ 3. (略) <u>4.</u> 仮使用期間 年 月 日から 年 月 日まで (略) 第三十五の二号様式 (<u>第四条の十六、第六条の三及び第十一条の三</u>関係) (A 4) (略) 1. ～ 3. (略) <u>4.</u> 仮使用期間 年 月 日から 年 月 日まで (略) 第三十五の三号様式 (<u>第四条の十六、第六条の三及び第十一条の三</u>関係) (A 4) (略) 1. ～ 3. (略) <u>4.</u> 仮使用期間 年 月 日から 年 月 日まで <u>5.</u> (略) (略) 第三十六号の二様式 (<u>第五条、第六条の三及び第十一条の三</u>関係) (A 4) 定期調査報告書 (第一面) (略)	(略) 第三十五号様式 (<u>第四条の十六</u>関係) (A 4) (略) 1. ～ 3. (略) (新設) (略) 第三十五号の二様式 (<u>第四条の十六</u>関係) (A 4) (略) 1. ～ 3. (略) (新設) (略) 第三十五号の三様式 (<u>第四条の十六</u>関係) (A 4) (略) 1. ～ 3. (略) (新設) <u>4.</u> (略) (略) 第三十六号の二様式 (<u>第五条</u>関係) (A 4) 定期調査報告書 (第一面) (略)
---	--

【1.所有者】～【4.報告対象建築物】（略）

【5.調査による指摘の概要】

【イ.指摘の内容】

☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格）

☐ 敷地及び地盤 ☐ 建築物の外部 ☐ 屋上及び屋根

☐ 建築物の内部 ☐ 避難施設等 ☐ その他

☐ 指摘なし

【ロ.指摘の概要】

【ハ.改善予定の有無】 ☐ 有（ 年 月に改善予定） ☐ 無

【ニ.その他特記事項】

【6.調査及び検査の状況】

【イ.今回の調査】 年 月 日実施

【ロ.前回の調査】 ☐ 実施（ 年 月 日報告） ☐ 該当なし

【ハ.建築設備の検査】 ☐ 実施（ 年 月 日報告） ☐ 該当なし

【ニ.昇降機等の検査】 ☐ 実施（ 年 月 日報告） ☐ 該当なし

【ホ.防火設備の検査】 ☐ 実施（ 年 月 日報告） ☐ 該当なし

【7.建築物等に係る不具合等の状況】

【イ.不具合等】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ.不具合等の記録】 ☐ 有 ☐ 無

【ハ.不具合等の概要】

【ニ.改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（ 年 月に改善予定）

☐ 予定なし（理由： ）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

【1.所有者】～【4.報告対象建築物】（略）

【5.調査による指摘の概要】

【イ.指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ.指摘の概要】

【ハ.改善予定の有無】 ☐ 有（ 年 月に改善予定） ☐ 無

【ニ.その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】～【6. 関連図書の整備状況】 (略)

【7. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

【イ. 該当建築材料の有無】 ☐有 (飛散防止措置無) ()
☐有 (飛散防止措置有) ()
☐無

【ロ. 措置予定の有無】 ☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【8. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】 ☐有 ☐無 (年 月に実施予定) ☐対象外

【ロ. 耐震改修の実施の有無】 ☐有 ☐無 (年 月に実施予定) ☐対象外

【9. 備考】

(削る)

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】～【6. 関連図書の整備状況】 (略)

【7. 備考】

(第三面)

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】			
【イ. 今回の調査】		年 月 日実施	
【ロ. 前回の調査】	☐ 実施 (	年 月 日報告)	☐ 未実施
【ハ. 建築設備の検査】	☐ 実施 (	年 月 日報告)	☐ 未実施
【ニ. 昇降機等の検査】	☐ 実施 (	年 月 日報告)	☐ 未実施
【ホ. 防火設備の検査】	☐ 実施 (	年 月 日報告)	☐ 未実施
【2. 調査の状況】			
(敷地及び地盤)			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年 月 に改善予定)	☐ 無
(建築物の外部)			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年 月 に改善予定)	☐ 無
(屋上及び屋根)			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年 月 に改善予定)	☐ 無
(建築物の内部)			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年 月 に改善予定)	☐ 無
(避難施設等)			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年 月 に改善予定)	☐ 無
(その他)			
【イ. 指摘の内容】	☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)	☐ 指摘なし	
【ロ. 指摘の概要】			
【ハ. 改善予定の有無】	☐ 有 (	年 月 に改善予定)	☐ 無
【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)			
【イ. 該当建築材料の有無】	☐ 有 (飛散防止措置無) (	)	
	☐ 有 (飛散防止措置有) (	)	
	☐ 無		
【ロ. 措置予定の有無】	☐ 有 (	年 月 に改善予定)	☐ 無
【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】			
【イ. 耐震診断の実施の有無】	☐ 有 ☐ 無 (	年 月 に実施予定)	☐ 対象外
【ロ. 耐震改修の実施の有無】	☐ 有 ☐ 無 (	年 月 に実施予定)	☐ 対象外
【5. 建築物等に係る不具合等の状況】			
【イ. 不具合等】	☐ 有 ☐ 無		

(第三面)
(略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～⑥ (略)

⑦ 調査の結果、是正が必要と認められる項目があるときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れるとともに、当該指摘のあった建築物の部分又は敷地のうち該当する項目に「✓」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、是正が必要と認められる項目の全てにおいて、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑧ 5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、「ロ」に指摘の概要を記入してください（建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたものを除く。）。

⑨ 5欄の「ハ」は、是正が必要と認められる項目について改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「

【ロ、不具合等の記録】 ☐有 ☐無
【ハ、改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定） ☐予定なし
【6. 備考】

(第四面)
(略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①～⑥ (略)

⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

✓」マークを入れてください。

⑩ (略)

⑪ 6 欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。

⑫ 6 欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「該当なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑬ 6 欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。

⑭ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第三面に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面の「不具合等の概要」欄に記入した当該不具合等の概要のうち特に報告すべき事項があれば「ハ」に記入してください。

⑮ 第三面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄の「ニ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、その理由を記入してください。

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

⑮ 7 欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加

⑩ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3. 第二面関係

①～⑭ (略)

(新設)

した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑯ 8 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。

⑰ 建築基準法第 86 条の 8 又は同法第 87 条の 2 の規定の適用を受けている場合は、9 欄にその旨を記載してください。

⑱ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、9 欄又は別紙に記入して添えてください。

（削る）

（新設）

⑮ 建築基準法第 86 条の 8 又は同法第 87 条の 2 の規定の適用を受けている場合において、7 欄にその旨を記載してください。

⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。

② 1 欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。

③ 1 欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

④ 1 欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。

⑤ 2 欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入

れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第一面の5欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

②～⑥ （略）

(削る)

具合等」という。) について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。

②～⑥ （略）

第三十六号の三様式（第五条、第六条の三、第十一条の三関係）（A 4）

定期調査報告概要書 (第一面)			
調査等の概要			
【1.所有者】			
【イ.氏名のフリガナ】			
【ロ.氏名】			
【ハ.郵便番号】			
【ニ.住所】			
【2.管理者】			
【イ.氏名のフリガナ】			
【ロ.氏名】			
【ハ.郵便番号】			
【ニ.住所】			
【3.調査者】			
(代表となる調査者)			
【イ.資格】			
(	)	建築士	(
		特定建築物調査員	)登録第 号
【ロ.氏名のフリガナ】			
【ハ.氏名】			
【ニ.勤務先】			
(	)	建築士事務所	(
		知事登録第	号
【ホ.郵便番号】			
【ヘ.所在地】			
【ト.電話番号】			
(その他の調査者)			
【イ.資格】			
(	)	建築士	(
		特定建築物調査員	)登録第 号
【ロ.氏名のフリガナ】			
【ハ.氏名】			
【ニ.勤務先】			
(	)	建築士事務所	(
		知事登録第	号
【ホ.郵便番号】			
【ヘ.所在地】			
【ト.電話番号】			
【4.報告対象建築物】			
【イ.所在地】			
【ロ.名称のフリガナ】			
【ハ.名称】			
【ニ.用途】			
【5.調査による指摘の概要】			
【イ.指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり(☐ 既存不適合) ☐ 指摘なし			
【ロ.指摘の概要】			
【ハ.改善予定の有無】 ☐ 有(年 月に改善予定) ☐ 無			
【ニ.その他特記事項】			
【6.調査及び検査の状況】			
【イ.今回の調査】 年 月 日実施			
【ロ.前回の調査】 ☐ 実施(年 月 日報告) ☐ 未実施			
【ハ.建築設備の検査】 ☐ 実施(年 月 日報告) ☐ 未実施			
【ニ.昇降機等の検査】 ☐ 実施(年 月 日報告) ☐ 未実施			
【ホ.防火設備の検査】 ☐ 実施(年 月 日報告) ☐ 未実施			
【7.建築物等に係る不具合等の状況】			
【イ.不具合等】 ☐ 有 ☐ 無			
【ロ.不具合等の記録】 ☐ 有 ☐ 無			
【ハ.不具合等の概要】			
【ニ.改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定(年 月に改善予定)			
☐ 予定なし(理由:)			

(注意)

この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の欄の「ロ」及び「ニ」は同様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A 4）

条の三関係) (A4)

(略)
(第二面)

昇降機の状態等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】 (略)

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】□実施 (年 月 日報告) □該当なし

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】□有 □無

【3. 検査者】～【5. 昇降機の概要】 (略)

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】□要是正の指摘あり (□既存不適格)

□要重点点検の指摘あり □指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】□有 (年 月に改善予定) □無

【ニ. その他特記事項】

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 □有 □無

【ロ. 不具合記録】 □有 □無

【ハ. 不具合の概要】

【ニ. 改善の状況】 □実施済 □改善予定 (年 月に改善予定)

□予定なし (理由)

【8. 備考】

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 2欄は、報告の対象となっていない場合には「該当なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑥～⑭ (略)

⑮ 検査の結果、是正が必要と認められる項目があるときは6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、是正が必要と認められる項目の全てにおいて建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたとき

(略)
(第二面)

昇降機の状態等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】 (略)

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】□実施 (年 月 日報告) □未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】□有 □無

【3. 検査者】～【5. 昇降機の概要】 (略)

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】□要是正の指摘あり (□既存不適格)

□要重点点検の指摘あり □指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】□有 (年 月に改善予定) □無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 □有 □無

【ロ. 不具合記録】 □有 □無

【ハ. 改善の状況】 □実施済 □改善予定 (年 月に改善予定) □予定なし

【8. 備考】

(略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑥～⑭ (略)

⑮ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存

きは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、重点的に点検することが必要と認められる項目があるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

- ①⑨ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、「ロ」に指摘の概要を記入してください（建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたものを除く。）。

②⑩ （略）

- ②⑪ 6 欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

- ②⑫ 前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する戸開走行、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面の「不具合等の概要」欄に記入した当該不具合等の概要のうち特に報告すべき事項があれば「ハ」に記入してください。

- ②⑬ 第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄の「ニ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定がある

不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、検査結果において、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

- ①⑨ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

②⑩ （略）

（新設）

- ②⑫ 前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する戸開走行、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

（新設）

(削る)

【ホ. その他特記事項】

(第二面)

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】

年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】

☐建築主事等

☐指定確認検査機関 ()

【ハ. 検査済証交付年月日】

年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】

☐建築主事等

☐指定確認検査機関 ()

【2. 検査E等】

【イ. 今回の検査】

年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】

☐実施 (年 月 日報告)

☐未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】

☐有

☐無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

() 建築士

() 登録第 号

昇降機等検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

() 建築士

() 登録第 号

昇降機等検査員

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所

() 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【5. 昇降機の概要】

(番号)

【イ. 種類】

☐建築設備

☐工作物

【ロ. 種別】

☐エレベーター (☐斜行)

☐エスカレーター

☐小荷物専用

【ハ. 駆動方式】

☐ロープ式

☐油圧式

☐その他 ()

- 74/131 -

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三及び第十一条の三関係）（A 4）

（略）
（第一面）
（略）

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A 4）

（略）
（第一面）
（略）

【ニ、用途等】☐乗用（☐人荷共用 ☐非常用） ☐寝台用 ☐自動車運搬用 ☐荷物用

【ホ、機械室の有無】 ☐有 ☐無

【ヘ、仕様】（電動機の定格容量）（定 格 速 度）（積載量）（定員）（路段の幅）（ $\frac{1}{2}$ 配）
（ kW）（ m/min）（ kg）（ 人）（ m）（ 度）

【ト、停止階】 階（停止階床数 ）

【チ、製造者名】

【6. 検査の状況】

【イ、指摘の内容】☐要是正の指摘あり（☐既存不適合）
☐要重点点検の指摘あり ☐指摘なし

【ロ、指摘の概要】

【ハ、改善予定の有無】☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【ニ、その他特記事項】

【7. 不具合の状況】

【イ、不具合】 ☐有 ☐無

【ロ、不具合記録】 ☐有 ☐無

【ハ、不具合の概要】

【ニ、改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定）
☐予定なし（理由：）

【8. 備考】

（注意）
この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一建築物内に設置されている複数の昇降機について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、同様式第二面において指摘があつた昇降機についてのみ作成し、第一面に添えてください。

【1. 所有者】～【3. 報告対象建築物】 (略)

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】

☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)

☐換気設備 ☐排煙設備 ☐非常用の照明装置 ☐給水設備及び排水設備

☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ、改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【二、その他特記事項】

【5. 不具合の発生状況】

【イ、不具合】 ☐有 ☐無

【口，不具合記錄】 ☐有 ☐無

【ハ、不具合の概要】

【二、改善の状況】 ☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定）

☐ 予定なし（理由： ）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(第二面)

【1. 所有者】～【3. 報告対象建築物】 (略)

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ、改善予定の有無】 ☐有（ 年 月に改善予定） ☐無

【二、その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】・【2. 確認済証交付年月日等】 (略)

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】☐実施 (年 月 日報告) ☐該当なし

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】☐有 ☐無

【4. 換気設備の検査者】 (略)

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)

☐中央管理方式の空調設備 (系統 室)

☐その他 (系統 室) ☐無

【ロ. 火気使用室】☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)

☐その他 (系統 室) ☐無

【ハ. 居室等】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)

☐中央管理方式の空調設備 (系統 室)

☐その他 (系統 室) ☐無

【ニ. 防火ダンパーの有無】 ☐有 ☐無

【6. 排煙設備の検査者】 (略)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】・【2. 確認済証交付年月日等】 (略)

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施

【ロ. 前回の検査】☐実施 (年 月 日報告) ☐未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】☐有 ☐無

【4. 換気設備の検査者】 (略)

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)

☐中央管理方式の空調設備 (系統 室)

☐その他 (系統 室) ☐無

【ロ. 火気使用室】☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)

☐その他 (系統 室) ☐無

【ハ. 居室等】 ☐自然換気設備 (系統 室) ☐機械換気設備 (系統 室)

☐中央管理方式の空調設備 (系統 室)

☐その他 (系統 室) ☐無

【ニ. 防火ダンパーの有無】 ☐有 ☐無

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無

【ロ. 不具合記録】☐有 ☐無

【ハ. 改善の状況】☐実施済 ☐改善予定 (年 月に改善予定) ☐予定なし

【8. 排煙設備の検査者】 (略)

【7. 排煙設備の概要】

【イ、避難安全検証法等の適用】☐区画避難安全検証法（ 階）

☐階避難安全検証法 (階)

□全館避難安全検証法

☐ その他 ()

【ロ、特別避難階段の階段室又は付室】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)

☐加圧式 (区画) ☐無

【ハ、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)

☐加圧式 (区画) ☐無

【二、非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)

☐加圧式 (区画) ☐無

【ホ、居室等】 ☐吸引式（区画） ☐給気式（区画） ☐無

【へ、予備電源】☐蓄電池 ☐自家用発電装置 ☐直結エンジン ☐その他（ ）

【8. 非常用の照明装置の検査者】 (略)

【9. 排煙設備の概要】

【イ、避難安全検証法等の適用】☐区画避難安全検証法（ 階）

☐階避難安全検証法（☐階）

☐全館避難安全検証法☐ その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)

☐加圧式 (区画) ☐無

【ハ、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)

☐加圧式 (区画) ☐無

【二、非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

☐吸引式 (区画) ☐給気式 (区画)

☐加圧式 (区画) ☐無

【ホ、居室等】 ☐吸引式（☐区画） ☐給気式（☐区画） ☐無

【へ. 予備電源】☐蓄電池 ☐自家用発電装置 ☐直結エンジン ☐その他 ()

【10. 排煙設備の検査の状況】

【イ、指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ、指摘の概要】

【ハ、改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐有 ☐無

【口. 不具合記録】 ☐有 ☐無

【ハ. 改善の状況】☐実施済 ☐改善予定（ 年 月に改善予定） ☐予定なし

【12. 非常用の照明装置の検査者】 (略)

【9. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】☐白熱灯 (灯) ☐蛍光灯 (灯)
☐LEDランプ (灯) ☐その他 (灯)
- 【ロ. 予備電源】☐蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐自家発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐その他 ()

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】 (略)

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】☐給水タンク (基 m³) ☐貯水タンク (基 m³)
☐その他 ()
- 【ロ. 排水設備】☐排水槽 (☐汚水槽 ☐雑排水槽 ☐合併槽 ☐雨水槽・湧水槽)
☐排水再利用配管設備 ☐その他 ()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】☐有 ☐無
- 【ニ. 給湯方式】☐局所式 ☐中央式
- 【ホ. 湯沸器】☐開放式燃焼器 ☐半密閉式燃焼器 ☐密閉式燃焼器
☐その他 ()

【12. 備考】

(略)

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】☐白熱灯 (灯) ☐蛍光灯 (灯)
☐LEDランプ (灯) ☐その他 (灯)
- 【ロ. 予備電源】☐蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐自家発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
☐その他 ()

【14. 非常用の照明装置の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

- 【ハ. 改善予定の有無】☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】☐有 ☐無
- 【ロ. 不具合記録】☐有 ☐無
- 【ハ. 改善の状況】☐実施済 ☐改善予定 (年 月に改善予定) ☐予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】 (略)

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】☐給水タンク (基 m³) ☐貯水タンク (基 m³)
☐その他 ()
- 【ロ. 排水設備】☐排水槽 (☐汚水槽 ☐雑排水槽 ☐合併槽 ☐雨水槽・湧水槽)
☐排水再利用配管設備 ☐その他 ()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】☐有 ☐無
- 【ニ. 給湯方式】☐局所式 ☐中央式
- 【ホ. 湯沸器】☐開放式燃焼器 ☐半密閉式燃焼器 ☐密閉式燃焼器
☐その他 ()

【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】☐要是正の指摘あり (☐既存不適格) ☐指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

- 【ハ. 改善予定の有無】☐有 (年 月に改善予定) ☐無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】☐有 ☐無
- 【ロ. 不具合記録】☐有 ☐無
- 【ハ. 改善の状況】☐実施済 ☐改善予定 (年 月に改善予定) ☐予定なし

【20. 備考】

(略)

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①・② (略)

③ 検査の結果、是正が必要と認められる項目があるときは、4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れるとともに、当該指摘のあった建築設備のうち該当する項目に「✓」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、是正が必要と認められる項目の全てにおいて、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、併せて4 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

④ 4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、「ロ」に指摘の概要を記入してください（建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたものを除く。）。

⑤ 4 欄の「ハ」は、是正が必要と認められる項目について改善予定があるときは「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑥ (略)

⑦ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボッ

(注意)

1. (略)

2. 第一面関係

①・② (略)

③ 第二面の6 欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れた場合においては、4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第二面の6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、併せて4 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

④ 4 欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

⑤ 4 欄の「ハ」は、第二面の6 欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第二面の6 欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

⑥ (略)

(新設)

クスに「✓」マークを入れてください。また、第三面の「不具合等の概要」欄に記入した当該不具合の概要のうち特に報告すべき事項があれば「ハ」に記入してください。

- ⑧ 第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には5欄の「ニ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には「予定なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、その理由を記入してください。

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「該当なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑦ (略)

- ⑧ 4欄から11欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。

- ⑨ 4欄、6欄、8欄及び10欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

- ⑩ 4欄、6欄、8欄及び10欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。

- ⑪ 4欄、6欄、8欄及び10欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。

- ⑫ 4欄、6欄、8欄及び10欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が

(新設)

3. 第二面関係

①～⑤ (略)

- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑦ (略)

- ⑧ 4欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。

- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。

- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。

- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が

法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

⑬ (略)

⑭ 11欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

⑬ (略)

⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「✓」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「✓」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑱ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」

⑮ 7 欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の7第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「✓」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、その概要を記入してください。

の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面の1 欄、2 欄、3 欄又は4 欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面の1 欄、2 欄、3 欄又は4 欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「改善予定」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7 欄、11 欄、15 欄又は19 欄の「予定なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑯ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の7第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「✓」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑩ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、12欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第一面の4欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

②～⑥ (略)

(削る)

⑩ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

②～⑥ (略)

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の三関係）（A 4）

定期検査報告概要書
(建築設備（昇降機を除く。）)
(第一面)

【1. 所有者】		
【イ、氏名のフリガナ】		
【ロ、氏名】		
【ハ、郵便番号】		
【ニ、住所】		
【2. 管理者】		
【イ、氏名のフリガナ】		
【ロ、氏名】		
【ハ、郵便番号】		
【ニ、住所】		
【3. 報告対象建築物】		
【イ、所在地】		
【ロ、名称のフリガナ】		
【ハ、名称】		
【ニ、用途】		
【4. 検査による指摘の概要】		
【イ、指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（ ☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし		
【ロ、指摘の概要】		
【ハ、改善予定の有無】 ☐ 有（ 年 月に改善予定） ☐ 無		
【ニ、その他特記事項】		
【5. 不具合の発生状況】		
【イ、不具合】 ☐ 有 ☐ 無		
【ロ、不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無		
【ハ、不具合の概要】		
【ニ、改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（ 年 月に改善予定）		
☐ 予定なし（理由： ）		

(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】

地上

階

地下

階

【ロ. 建築面積】

m²

【ハ. 延べ面積】

m²

【ニ. 検査対象建築設備】

☐換気設備

☐排煙設備

☐非常用の照明装置

☐給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】

年

月

日

第

号

【ロ. 確認済証交付者】

☐建築主事等

☐指定確認検査機関 (

)

【ハ. 検査済証交付年月日】

年

月

日

第

号

【ニ. 検査済証交付者】

☐建築主事等

☐指定確認検査機関 (

)

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】

年

月

日

実施

【ロ. 前回の検査】

☐実施 (

年

月

日

報告)

☐未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】

☐有

☐無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】

(

)

建築士

(

)

登録第

号

建築設備検査員

第

号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

(

)

建築士事務所

(

)

知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】

(

)

建築士

(

)

登録第

号

建築設備検査員

第

号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

(

)

建築士事務所

(

)

知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】

☐自然換気設備 (

系統

室)

☐機械換気設備 (

系統

室)

☐中央管理方式の空気調和設備 (

系統

室)

☐ その他（　　系統　　室）	☐ 無
【ロ、火気使用室】 ☐ 自然換気設備（　　系統　　室）	☐ 機械換気設備（　　系統　　室）
☐ その他（　　系統　　室）	☐ 無
【ハ、居室等】 ☐ 自然換気設備（　　系統　　室）	☐ 機械換気設備（　　系統　　室）
☐ 中央管理方式の空気調和設備（　　系統　　室）	☐ 無
☐ その他（　　系統　　室）	☐ 無
【ニ、防火ダンパーの有無】	☐ 有 ☐ 無

【6. 排煙設備の検査者】
(代表となる検査者)

【イ、資格】	（　　）建築士	（　　）登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ、氏名のフリガナ】			
【ハ、氏名】			
【ニ、勤務先】	（　　）建築士事務所	（　　）知事登録第	号
【ホ、郵便番号】			
【ヘ、所在地】			
【ト、電話番号】			

(その他の検査者)

【イ、資格】	（　　）建築士	（　　）登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ、氏名のフリガナ】			
【ハ、氏名】			
【ニ、勤務先】	（　　）建築士事務所	（　　）知事登録第	号
【ホ、郵便番号】			
【ヘ、所在地】			
【ト、電話番号】			

【7. 排煙設備の概要】

【イ、避難安全検証法等の適用】

☐ 区画避難安全検証法（　　階）	☐ 階避難安全検証法（　　階）
☐ 全館避難安全検証法	☐ その他（　　）

【ロ、特別避難階段の階段室又は付室】

☐ 吸引式（　　区画）	☐ 給気式（　　区画）
☐ 加圧式（　　区画）	☐ 無

【ハ、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

☐ 吸引式（　　区画）	☐ 給気式（　　区画）
☐ 加圧式（　　区画）	☐ 無

【ニ、非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

☐ 吸引式（　　区画）	☐ 給気式（　　区画）
☐ 加圧式（　　区画）	☐ 無

【ホ、居室等】	☐ 吸引式（　区画）	☐ 給気式（　区画）	☐ 無
【ヘ、予備電源】	☐ 蓄電池	☐ 自家用発電装置	☐ 直結エンジン ☐ その他（　）

【 8. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ、資格】	（　）建築士	（　）登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ、氏名のフリガナ】			
【ハ、氏名】			
【ニ、勤務先】	（　）建築士事務所	（　）知事登録第	号
【ホ、郵便番号】			
【ヘ、所在地】			
【ト、電話番号】			

(その他の検査者)

【イ、資格】	（　）建築士	（　）登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ、氏名のフリガナ】			
【ハ、氏名】			
【ニ、勤務先】	（　）建築士事務所	（　）知事登録第	号
【ホ、郵便番号】			
【ヘ、所在地】			
【ト、電話番号】			

【 9. 非常用の照明装置の概要】

【イ、照明器具】 ☐白熱灯（　灯） ☐蛍光灯（　灯）
☐LEDランプ（　灯） ☐その他（　灯）

【ロ、予備電源】 ☐蓄電池（内蔵形）（居室　灯、廊下　灯、階段　灯）
☐蓄電池（別置形）（居室　灯、廊下　灯、階段　灯）
☐自家用発電装置（居室　灯、廊下　灯、階段　灯）
☐蓄電池（別置形）・自家発電装置併用（居室　灯、廊下　灯、階段　灯）
☐その他（　）

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ、資格】	（　）建築士	（　）登録第	号
	建築設備検査員	第	号
【ロ、氏名のフリガナ】			
【ハ、氏名】			
【ニ、勤務先】	（　）建築士事務所	（　）知事登録第	号
【ホ、郵便番号】			
【ヘ、所在地】			

第三十六号の五様式（第六条、第六条の三及び第十一条の三関係）（A 4）

（略）
（第一面）
（略）

第三十六号の八様式（第六条関係）（A 4）

（略）
（第一面）
（略）

【ト、電話番号】
(その他の検査者)
【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号
【ロ、氏名のフリガナ】
【ハ、氏名】
【ニ、勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ホ、郵便番号】
【ヘ、所在地】
【ト、電話番号】

【11. 給水設備及び排水設備の概要】
【イ、飲料水の配管設備】 ☐給水タンク (基 m³) ☐貯水タンク (基 m³)
☐その他 ()
【ロ、排水設備】 ☐排水槽 (☐汚水槽 ☐雑排水槽 ☐合併槽 ☐雨水槽・湧水槽)
☐排水再利用配管設備 ☐その他 ()
【ハ、圧力タンクの有無】 ☐有 ☐無
【ニ、給湯方式】 ☐局所式 ☐中央式
【ホ、湯沸器】 ☐開放式燃焼器 ☐半密閉式燃焼器 ☐密閉式燃焼器
☐その他 ()

【12. 備考】

(注意)
この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

【1. 所有者】～【3. 報告対象建築物】（略）

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】

☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格）

☐ 防火扉 枚のうち 枚

☐ 防火シャッター 枚のうち 枚

☐ 耐火クロスクリーン 枚のうち 枚

☐ ドレンチャージャー 台のうち 台

☐ その他 台のうち 台

☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（ 年 月に改善予定） ☐ 無

【ニ. その他特記事項】

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無

【ハ. 不具合の概要】

【ニ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（ 年 月に改善予定）

☐ 予定なし（理由： ）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

（第二面）

【1. 所有者】～【3. 報告対象建築物】（略）

【4. 検査による指摘の概要】

☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

（第二面）

二

防火設備の状況等					
【1. 建築物の概要】・【2. 確認済証交付年月日等】 (略)					
【3. 検査日等】					
【イ. 今回の検査】	年	月	日実施		
【ロ. 前回の検査】	□実施 (	年	月	日報告)	□該当なし
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】	□有	□無			
【4. 防火設備の検査者】・【5. 防火設備の概要】 (略)					
【6. 備考】					

面)

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第一面関係
- ①・② (略)

③ 検査結果において、是正が必要と認められる項目があるときは、4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れるとともに、当該指摘のあった防火設備のうち該当する項目に「✓」マークを入れ、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては個々の扉又はカーテン部ごとに検査対象の枚数及び指摘のあった枚数を、ドレンチャーについては散水ヘッドの検査対象の個数及び指摘のあった個数を、その他の設備についてはその具体的な内容と検査対象の台数及び指摘のあった台数を記入してください。それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、是正が必要と認められる項目の全てにおいて、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、併せて4 欄の「イ」

防火設備の状況等						
【1. 建築物の概要】・【2. 確認済証交付年月日等】 (略)						
【3. 検査日等】						
【イ. 今回の検査】	年	月	日実施			
【ロ. 前回の検査】	□実施 (	年	月	日報告)	□未実施	
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】	□有	□無				
【4. 防火設備の検査者】・【5. 防火設備の概要】 (略)						
【6. 防火設備の検査の状況】						
【イ. 指摘の内容】	□要是正の指摘あり (□既存不適格)	□指摘なし				
【ロ. 指摘の概要】						
【ハ. 改善予定の有無】	□有 (	年	月	に改善予定)	□無	
【7. 防火設備の不具合の発生状況】						
【イ. 不具合】	□有	□無				
【ロ. 不具合記録】	□有	□無				
【ハ. 改善の状況】	□実施済	□改善予定 (	年	月	に改善予定)	□予定なし
【8. 備考】						

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第一面関係
- ①・② (略)

③ 第二面の6 欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れた場合においては、4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第二面の6 欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、併せて4 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

の「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

- | | |
|---|---|
| <p>④ 4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、「ロ」に指摘の概要を記入してください（建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたものを除く。）。</p> <p>⑤ 4 欄の「ハ」は、是正が必要と認められる項目について改善予定があるときは「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。</p> <p>⑥ 4 欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。</p> <p>⑦ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面の「不具合等の概要」欄に記入した当該不具合等の概要のうち特に報告すべき事項があれば「ハ」に記入してください。</p> <p>⑧ 第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には5 欄の「ニ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には「予定なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、その理由を記入してください。</p> | <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |
|---|---|

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「該当なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑥～⑫ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑥～⑫ (略)

⑬ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑭ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「✓」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあつては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

⑮ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「✓」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑯ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた

⑬ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第一面の 4 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

②～⑥ (略)

(削る)

改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には 7 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には 7 欄の「改善予定」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には 7 欄の「予定なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の 6 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

②～⑥ (略)

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の三関係）（A 4）

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ、階数】 地上 階 地下 階

【ロ、建築面積】 m²

【ハ、延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ、確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ、確認済証交付者】 ☐建築主事等 ☐指定確認検査機関 ()

【ハ、検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ、検査済証交付者】 ☐建築主事等 ☐指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ、今回の検査】 年 月 日実施

【ロ、前回の検査】☐実施 (年 月 日報告) ☐未実施

【ハ、前回の検査に関する書類の写し】☐有 ☐無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ、氏名のフリガナ】

【ハ、氏名】

【ニ、勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ、郵便番号】

【ヘ、所在地】

【ト、電話番号】

(その他の検査者)

【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ、氏名のフリガナ】

【ハ、氏名】

【ニ、勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ、郵便番号】

【ヘ、所在地】

【ト、電話番号】

第三十六号の六様式（第六条の二の二及び第六条の三関係）（A 4）
（略）
（第二面）

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐区画避難安全検証法（ 階）
☐階避難安全検証法（ 階）
☐全館避難安全検証法
☐その他（ ）

【ロ. 防火設備】

☐防火扉（ 枚） ☐防火シャッター（ 枚）
☐耐火クロスクリーン（ 枚） ☐ドレンチャー（ 台）
☐その他（ 台）

【6. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。

第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

本号の十様式（第六条の二の二関係）（A4）

(略)

(第二面)

遊戯施設の状況等

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】 (略)

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の検査】□実施 (年 月 日報告) □該当なし
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】□有 □無

【3. 検査者】～【5. 遊戯施設の概要】 (略)

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】□要是正の指摘あり (□既存不適格)
 □要重点点検の指摘あり □指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】□有 (年 月に改善予定) □無

【ニ. その他特記事項】

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 □有 □無

【ロ. 不具合記録】 □有 □無

【ハ. 不具合等の概要】

【ニ. 改善の状況】 □実施済 □改善予定 (年 月に改善予定)
 □予定なし (理由)

【8. 備考】

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 2 欄は、報告の対象となっていない場合には「該当なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑥～⑮ (略)

⑯ 検査の結果、是正が必要と認められる項目があるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、是正が必要と認められる項目の全てにおいて建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、重点的に点

遊戯施設の状況等

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】 (略)

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日実施
 【ロ. 前回の検査】□実施 (年 月 日報告) □未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】□有 □無

【3. 検査者】～【5. 遊戯施設の概要】 (略)

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】□要是正の指摘あり (□既存不適格)
 □要重点点検の指摘あり □指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】□有 (年 月に改善予定) □無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 □有 □無

【ロ. 不具合記録】 □有 □無

【ハ. 改善の状況】 □実施済 □改善予定 (年 月に改善予定)
 □予定なし

【8. 備考】

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～④ (略)

⑤ 2 欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑥～⑮ (略)

⑯ 6 欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、検査結果にお

検することが必要と認められる項目があるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

- ⑰ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたときは、「ロ」に指摘の概要を記入してください（建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたものを除く。）。

⑱ （略）

- ⑲ 6 欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

- ⑳ 前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する衝突、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面の「不具合等の概要」欄に記入した当該不具合等の概要のうち特に報告すべき事項があれば「ハ」に記入してください。

- ㉑ 第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には 7 欄の「ニ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「✓」マ

いて、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

- ⑰ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「✓」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「✓」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑱ （略）

（新設）

- ⑲ 前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する衝突、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

（新設）

22 (略)

20 (略)

定期検査報告概要書
(遊戯施設)
(第一面)

- 100/131 –

遊戯施設の状況等

【1. 遊戯施設に係る確認済証交付年月日等】

【イ、確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ、確認済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 (号)
 【ハ、検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ、検査済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 (号)

【2. 検査日等】

【イ、今回の検査】 年 月 日実施
 【ロ、前回の検査】 ☐ 実施 (年 月 日報告) ☐ 未実施
 【ハ、前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
 昇降機等検査員 第 号

【ロ、氏名のフリガナ】

【ハ、氏名】

【ニ、勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ、郵便番号】

【ヘ、所在地】

【ト、電話番号】

(その他の検査者)

【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号
 昇降機等検査員 第 号

【ロ、氏名のフリガナ】

【ハ、氏名】

【ニ、勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ、郵便番号】

【ヘ、所在地】

【ト、電話番号】

【4. 保守業者】

【イ、名称】

【ロ、郵便番号】

【ハ、所在地】

(削る)

【二、電話番号】			
【5. 遊戯施設の概要】（番号）			
【イ、種別】 ☐ 高架の遊戯施設（令第138条第2項第2号）			
☐ 回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの（令第138条第2項第3号）			
【ロ、固有名称】			
【ハ、一般名称】			
【二、仕様】（総定員）（乗物数）（乗物当たり定員）			
（人）（×編成）（人）			
（定常走行速度又は定常円周速度）（最高部高さ）（走路全長）			
（km/h又はm/min）（m）（m）			
（回転直径）（勾配又は傾斜角度）			
（m）（度）			
【ホ、ウォーターライド仕様】（滑走路数）（高低差）（滑走路全長）			
（本）（m）（m）			
（滑走路平均勾配）（揚水装置台数）（吐出量）			
（度）（台）（m ³ /s）			
【ヘ、製造者名】			
【6. 検査の状況】			
【イ、指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（ ☐ 既存不適格）			
☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし			
【ロ、指摘の概要】			
【ハ、改善予定の有無】 ☐ 有（年 月に改善予定） ☐ 無			
【ニ、その他特記事項】			
【7. 不具合の発生状況】			
【イ、不具合】 ☐ 有 ☐ 無			
【ロ、不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無			
【ハ、不具合の概要】			
【ニ、改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（年 月に改善予定）			
☐ 予定なし（理由：）			
【8. 備考】			

(注意)
この様式には、第三十六号の十様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。
第一面は、同一遊園地等内に設置されている複数の遊戯施設について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、同様式第二面において指摘があつた遊戯施設についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第三十七号様式（第六条の三、第十一条の三関係）（A4）

【1. 建築確認】				
【イ. 確認済証交付者】				
(計画変更の確認)	【ロ. 確認済証番号】	第 号	【ハ. 交付年月日】	年 月 日
(1)	【イ. 確認済証交付者】			
(2)	【ロ. 確認済証番号】	第 号	【ハ. 交付年月日】	年 月 日
(3)	【イ. 確認済証交付者】			
(4)	【ロ. 確認済証番号】	第 号	【ハ. 交付年月日】	年 月 日
(構造計算適合性判定)				
【イ. 適合判定通知書交付者】				
	【ロ. 適合判定通知書番号】	第 号	【ハ. 交付年月日】	年 月 日
【2. 中間検査】				
(1)	【イ. 特定工程】			
	【ロ. 検査日】	年 月 日		
	【ハ. 中間検査合格証交付者】			
	【ニ. 中間検査合格証番号】	第 号	【ホ. 交付年月日】	年 月 日
(2)	【イ. 特定工程】			
	【ロ. 検査日】	年 月 日		
	【ハ. 中間検査合格証交付者】			
	【ニ. 中間検査合格証番号】	第 号	【ホ. 交付年月日】	年 月 日
(3)	【イ. 特定工程】			
	【ロ. 検査日】	年 月 日		
	【ハ. 中間検査合格証交付者】			
	【ニ. 中間検査合格証番号】	第 号	【ホ. 交付年月日】	年 月 日
【3. 完了検査】				
	【イ. 検査日】	年 月 日		
	【ロ. 検査済証交付者】			
	【ハ. 検査済証番号】	第 号	【ニ. 交付年月日】	年 月 日
【4. その他の処分】				
【5. 定期報告等】				
(1)	【報告年月日】	年 月 日		
(2)	【報告年月日】	年 月 日		
(3)	【報告年月日】	年 月 日		
(4)	【報告年月日】	年 月 日		
(5)	【報告年月日】	年 月 日		
【6. 備考】				

第三十七号様式（第六条の九関係）（A 4）
（略）

第三十七号の二様式（第六条の十二関係）（A 4）
（略）

第三十七号の三様式（第六条の十四関係）（A 4）
（略）

第三十七号の四様式（第六条の十六関係）（A 4）

第三十七号の二様式（第六条の九関係）（A 4）
（略）

第三十七号の三様式（第六条の十二関係）（A 4）
（略）

第三十七号の四様式（第六条の十四関係）（A 4）
（略）

第三十七号の五様式（第六条の十六関係）（A 4）

(略)

第三十七号の五様式 (第六条の十七関係) (A 4)
(略)

第三十七号の六様式 (第六条の十九関係) (A 4)
(略)

第三十七号の七様式 (第六条の二十関係) (A 4)
(略)

第三十七号の八様式 (第六条の二十の二関係) (A 4)
(略)

第四十二号様式 (第六条の三、第八条の二の二、第八条の二の六及び第
十一条の三関係) (A 4)
(略)

(注意)

1. 第2面から第7面までとして別記第2号様式の第2面から第7面ま
でに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. (略)

第四十二号の二様式 (第六条の三、第八条の二の二及び第十一条の三関
係) (A 4)
(略)

(注意)

別記第3号様式の(注意)に準じて記入してください。

第四十二号の三様式 (第六条の三、第八条の二の二、第八条の二の五、
第八条の二の六及び第十一条の三関係) (A 4)

(略)

第三十七号の六様式 (第六条の十七関係) (A 4)
(略)

第三十七号の七様式 (第六条の十九関係) (A 4)
(略)

第三十七号の八様式 (第六条の二十関係) (A 4)
(略)

第三十七号の八の二様式 (第六条の二十の二関係) (A 4)
(略)

第四十二号様式 (第八条の二の二関係) (A 4)
(略)

(注意)

1. 第2面から第6面までとして別記第2号様式の第2面から第6面ま
でに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. (略)

第四十二号の二様式 (第八条の二の二関係) (A 4)
(略)

(注意)

別記第4号様式の(注意)に準じて記入してください。

第四十二号の三様式 (第八条の二の二関係) (A 4)
(略)

(略)

第四十二号の三の二様式（第六条の三、第八条の二の二及び第十一条の三関係）（A 4）

(略)

第四十二号の十様式（第六条の三、第八条の二の六及び第十一条の三関係）（A 4）

(略)

(注意)

1. 第2面及び第3面として別記第11号様式の第2面及び第3面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. (略)

第四十二号の十一様式（第八条の二の六関係）（A 4）

(略)

(注意)

別記第12号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十二様式（第八条の二の六関係）（A 4）

(略)

(注意)

別記第13号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十六様式（第六条の三、第八条の二の二及び第十一条の三関係）（A 4）

(略)

第四十二号の十六の二様式（第六条の三、第八条の二の二及び第十一条の三関係）（A 4）

(略)

第四十二号の三の二様式（第八条の二の二関係）（A 4）

(略)

第四十二号の十様式（第八条の二の六関係）（A 4）

(注意)

1. 第2面として別記第11号様式の第2面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. (略)

第四十二号の十一様式（第八条の二の六関係）（A 4）

(略)

(注意)

別記第13号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十二様式（第八条の二の六関係）（A 4）

(略)

(注意)

別記第14号様式の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十六様式（第八条の二の二関係）（A 4）

(略)

第四十二号の十六の二様式（第八条の二の二関係）（A 4）

(略)	(略)
第四十二号の十九様式（ <u>第六条の三、第八条の二及び第十一条の三</u> 関係）（A 4）	第四十二号の十九様式（ <u>第八条の二</u> 関係）（A 4）
(略)	(略)
第四十二号の十九の二様式（ <u>第六条の三、第八条の二及び第十一条の三</u> 関係）（A 4）	第四十二号の十九の二様式（ <u>第八条の二</u> 関係）（A 4）
(略)	(略)
第四十二号の二十二様式（ <u>第六条の三、第八条の二の二及び第十一条の三</u> 関係）（A 4）	第四十二号の二十二様式（ <u>第八条の二の二</u> 関係）（A 4）
(略)	(略)
1. ～ 3. (略)	1. ～ 3. (略)
<u>4.</u> 仮使用期間 年 月 日から 年 月 日まで (略)	(新設) (略)
第四十二号の二十三様式（ <u>第六条の三、第八条の二の二及び第十一条の三</u> 関係）（A 4）	第四十二号の二十三様式（ <u>第八条の二の二</u> 関係）（A 4）
(略)	(略)
1. ～ 3. (略)	1. ～ 3. (略)
<u>4.</u> 仮使用期間 年 月 日から 年 月 日まで (略)	(新設) (略)
第四十二号の二十三の二（ <u>第六条の三、第八条の二の二及び第十一条の三</u> 関係）（A 4）	第四十二号の二十三の二様式（ <u>第八条の二の二</u> 関係）（A 4）
(略)	(略)
1. ～ 3. (略)	1. ～ 3. (略)
<u>4.</u> 仮使用期間 年 月 日から 年 月 日まで	(新設)
<u>5.</u> (略)	<u>4.</u> (略)

(略)

第四十五号様式（第六条の三、第十条の四及び第十一条の三関係）（A 4）

許可通知書

(略)

特定行政庁

(略)

第四十六号様式（第十条の四関係）（A 4）

許可しない旨の通知書

(略)

特定行政庁

(略)

第四十九号様式（第六条の三、第十条の四の二及び第十一条の三関係）（A 4）

認定通知書

(略)

特定行政庁

(略)

第四十九号の二様式（第十条の四の二関係）（A 4）

認定しない旨の通知書

(略)

特定行政庁

(略)

第四十九号の五様式（第十条の四の十関係）（A 4）

指定通知書

(略)

第四十五号様式（第十条の四関係）（A 4）

許可通知書

(略)

特定行政庁

印

(略)

第四十六号様式（第十条の四関係）（A 4）

許可しない旨の通知書

(略)

特定行政庁

印

(略)

第四十九号様式（第十条の四の二関係）（A 4）

認定通知書

(略)

特定行政庁

印

(略)

第四十九号の二様式（第十条の四の二関係）（A 4）

認定しない旨の通知書

(略)

特定行政庁

印

(略)

第四十九号の五様式（第十条の四の十関係）（A 4）

指定通知書

(略) 特定行政庁 (略)	(略) 特定行政庁 印 (略)
第四十九号の六様式（第十条の四の十関係）（A 4） 指定しない旨の通知書 (略) 特定行政庁 (略)	第四十九号の六様式（第十条の四の十関係）（A 4） 指定しない旨の通知書 (略) 特定行政庁 印 (略)
第四十九号の八様式（第十条の四の十三関係）（A 4） 指定取消通知書 (略) 特定行政庁 (略)	第四十九号の八様式（第十条の四の十三関係）（A 4） 指定取消通知書 (略) 特定行政庁 印 (略)
第五十号様式（第十条の四の十三関係）（A 4） 指定の取消しをしない旨の通知書 (略) 特定行政庁 (略)	第五十号様式（第十条の四の十三関係）（A 4） 指定の取消しをしない旨の通知書 (略) 特定行政庁 印 (略)
第六十二号様式（第十条の十六関係）（A 4） 認定通知書 (略) 特定行政庁 (略)	第六十二号様式（第十条の十六関係）（A 4） 認定通知書 (略) 特定行政庁 印 (略)
第六十二号の二様式（第十条の十六関係）（A 4） 許可通知書	第六十二号の二様式（第十条の十六関係）（A 4） 許可通知書

(略) 特定行政庁 (略)	(略) 特定行政庁 印 (略)
第六十三号様式（第十条の十六関係）（A 4） 認定しない旨の通知書 (略) 特定行政庁 (略)	第六十三号様式（第十条の十六関係）（A 4） 認定しない旨の通知書 (略) 特定行政庁 印 (略)
第六十三号の二様式（第十条の十六関係）（A 4） 許可しない旨の通知書 (略) 特定行政庁 (略)	第六十三号の二様式（第十条の十六関係）（A 4） 許可しない旨の通知書 (略) 特定行政庁 印 (略)
第六十六号様式（第十条の二十一関係）（A 4） 認定取消通知書 (略) 特定行政庁 (略)	第六十六号様式（第十条の二十一関係）（A 4） 認定取消通知書 (略) 特定行政庁 印 (略)
第六十六号の二様式（第十条の二十一関係）（A 4） 許可取消通知書 (略) 特定行政庁 (略)	第六十六号の二様式（第十条の二十一関係）（A 4） 許可取消通知書 (略) 特定行政庁 印 (略)
第六十七号様式（第十条の二十一関係）（A 4） 認定の取消しをしない旨の通知書	第六十七号様式（第十条の二十一関係）（A 4） 認定の取消しをしない旨の通知書

(略)

特定行政庁

(略)

第六十七号の二様式（第十条の二十一関係）（A 4）
許可の取消しをしない旨の通知書

(略)

特定行政庁

(略)

第六十七号の三様式（第六条の三、第十条の二十三、第十条の二十四、
第十一条の三関係）（A 4）

全体計画認定申請書
(第一面)
(略)

【1. 申請者】 (略)

【2. 設計者】
【イ.資格】 ()建築士 ()登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【3. 地名地番】

【4. 住居表示】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(略)

特定行政庁

印

(略)

第六十七号の二様式（第十条の二十一関係）（A 4）
許可の取消しをしない旨の通知書

(略)

特定行政庁

印

(略)

第六十七号の三様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A 4）

全体計画認定申請書
(第一面)
(略)

【1. 申請者】 (略)

【2. 設計者】
【イ.資格】 ()建築士 ()登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 ()建築士事務所 ()知事登録第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(第二面)

敷地に関する事項

- 【1. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
☐都市計画区域内 (☐市街化区域 ☐市街化調整区域 ☐区域区分非設定)
☐準都市計画区域内 ☐都市計画区域及び準都市計画区域外

【2. 防火地域】～【7. 備考】 (略)

(第三面)

全体計画概要

【1. 既存建築物の概要】～【5. 各工事の概要】 (略)

【6. 主要用途】(区分)

【7. 備考】

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第一面関係
 - ①～④ (略)
 - ⑤ 住居表示が定まっているときは、4 欄に記入してください。
3. 第二面関係
(削る)

① 1 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してくだ

(第二面)

敷地に関する事項

- 【1. 地名地番】
【2. 住居表示】
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
☐都市計画区域内 (☐市街化区域 ☐市街化調整区域 ☐区域区分非設定)
☐準都市計画区域内 ☐都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】～【9. 備考】 (略)

(第三面)

全体計画概要

【1. 既存建築物の概要】～【5. 各工事の概要】 (略)

【6. 備考】

(略)

(注意)

1. (略)
2. 第一面関係
 - ①～④ (略)
 - (新設)
3. 第二面関係
 - ① 住居表示が定まっているときは、2 欄に記入してください。
 - ② 3 欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してくだ

さい。

② 2欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

③ 3欄は、建築物の敷地が存する1欄及び2欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

④ 4欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

⑤ 5欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥ 5欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

⑦ 5欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当

さい。

③ 4欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。

⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当

する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、5欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑨ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、5欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項若しくは第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑩ 5欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」は、百分率を用いてください。

⑪ ここに書き表せない事項で特に全体計画認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

⑫ 全体計画変更認定の申請の際は、7欄に第二面に係る部分の変更の概要について記入してください。

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 6欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。

⑦ 全体計画変更認定の申請の際は、7欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. ～7. (略)

(削る)

する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。

⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項若しくは第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪ 7欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」は、百分率を用いてください。

⑫ ここに書き表せない事項で特に全体計画認定を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

⑬ 全体計画変更認定の申請の際は、9欄に第二面に係る部分の変更の概要について記入してください。

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

(新設)

⑥ 全体計画変更認定の申請の際は、6欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. ～7. (略)

第六十七号の四様式 (第六条の三、第十条の二十三、第十条の二十四、第十一条の三関係) (A4)

全体計画概要書
(第一面)

申請者等の概要

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【3. 地名地番】

【4. 住居表示】

【5. 既存建築物の概要】

【イ. 確認済証】 ☐有 ☐無 ()
交付番号 年 月 日 第 号
交付者 ☐建築主事等 ☐指定確認検査機関 ()
【ロ. 検査済証】 ☐有 ☐無 ()
交付番号 年 月 日 第 号
交付者 ☐建築主事等 ☐指定確認検査機関 ()
【ハ. 不適合となっている規定】

【6. 二以上の工事に分けて行うことがやむを得ない理由】

【7. 全体計画に係る建築物の数】

【8. 主要用途】 (区分)

【9. 備考】

第六十七号の四様式（第一条の三、第六条の三、第十条の二十三、第十条の二十四及び第十一条の三関係）（A 4）

(略)

特定行政庁

(略)

第六十七号の五様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A 4）
(略)

第六十七号の五様式（第一条の三、第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A 4）

(略)

特定行政庁

印

(略)

第六十七号の六様式（第十条の二十三、第十条の二十四関係）（A 4）
(略)

(第二面)

全体計画概要

【1. 各工事の着手予定年月日及び完了予定年月日並びに確認申請の要・不要】									
(第 回)	年	月	日	～	年	月	日	確認要・不要	
(第 回)	年	月	日	～	年	月	日	確認要・不要	
(第 回)	年	月	日	～	年	月	日	確認要・不要	
(第 回)	年	月	日	～	年	月	日	確認要・不要	
(第 回)	年	月	日	～	年	月	日	確認要・不要	

【2. 各工事の概要】

(第 回)	☐ 増築	☐ 改築	☐ 大規模の修繕	☐ 大規模の模様替	☐ その他	
(工事完了後に不適合となっている規定) (						)
(申請部分) (申請以外の部分) (合計)						
(全体) (既存改修部分) (本工事の分)						
[面 積]	()	()	()	()	()	()
[延べ面積]	()	()	()	()	()	()
(第 回)	☐ 増築	☐ 改築	☐ 大規模の修繕	☐ 大規模の模様替	☐ その他	
(工事完了後に不適合となっている規定) (						)
(申請部分) (申請以外の部分) (合計)						
(全体) (既存改修部分) (本工事の分)						
[面 積]	()	()	()	()	()	()
[延べ面積]	()	()	()	()	()	()
(第 回)	☐ 増築	☐ 改築	☐ 大規模の修繕	☐ 大規模の模様替	☐ その他	
(工事完了後に不適合となっている規定) (						)
(申請部分) (申請以外の部分) (合計)						
(全体) (既存改修部分) (本工事の分)						
[面 積]	()	()	()	()	()	()
[延べ面積]	()	()	()	()	()	()
(第 回)	☐ 増築	☐ 改築	☐ 大規模の修繕	☐ 大規模の模様替	☐ その他	
(工事完了後に不適合となっている規定) (						)
(申請部分) (申請以外の部分) (合計)						
(全体) (既存改修部分) (本工事の分)						
[面 積]	()	()	()	()	()	()
[延べ面積]	()	()	()	()	()	()

【3. 備考】

(注意)
この様式には、第六十七号の三様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の9欄は、全体計画に係る工事において変更が生じる場合は、変更の内容を併せて記入してください。また、第二面の2欄は、第六十七号の三様式第四面に記入した内容のうち、4欄及び5欄の「イ」の内容を記入してください。

(略) 特定行政庁	(略) 特定行政庁 印
--	---

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(帳簿) 第九条 (略) (削る) 2 法第七十七条の十一に規定する帳簿は、第十二条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。 (建築基準適合判定資格者検定事務等の引継ぎ) 第十二条 指定建築基準適合判定資格者検定機関（国土交通大臣が法第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定建築基準適合判定資格者検定機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定建築基準適合判定資格者検定機関であつた者）は、法第七十七条の十六第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。 一 (略) 二 第九条第二項に規定する帳簿を国土交通大臣に引き継ぐこと。 三 (略) (指定確認検査機関に係る指定区分) 第十五条 法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。
改正前	(帳簿) 第九条 (略) 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録され、必要に応じ指定建築基準適合判定資格者検定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十七条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。 3 法第七十七条の十一に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、第十二条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。 (建築基準適合判定資格者検定事務等の引継ぎ) 第十二条 指定建築基準適合判定資格者検定機関（国土交通大臣が法第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定建築基準適合判定資格者検定機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定建築基準適合判定資格者検定機関であつた者）は、法第七十七条の十六第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。 一 (略) 二 第九条第三項に規定する帳簿を国土交通大臣に引き継ぐこと。 三 (略) (指定確認検査機関に係る指定区分) 第十五条 法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。

一 床面積の合計が三百平方メートル以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第四百四十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。）の建築確認等（法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認及び法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第二号及び第二十九条第三項において同じ。）の規定による審査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）を行う者としての指定

二 十四の二（略）

（帳簿）

第二十八条 法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ 建築物 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式による申請書の第二面及び第三面又は別記第四十二号様式による通知書の第二面及び第三面に記載された事項

ロ 建築設備 施行規則別記第八号様式又は施行規則別記第四十二号の七様式による申請書の第二面に記載された事項

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 施行規則別記第十号様式又は施行規則別記第四十二号の九様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、施行規則別記第八号様式（昇降機用）又は施行規則別記第四十二号の七様式（昇降機用））による申請書の第二面に記載された事項

ニ 法第八十八条第二項に規定する工作物 施行規則別記第十一号

一 床面積の合計が三百平方メートル以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第四百四十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。）の建築確認等（法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認及び法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第二号及び第二十九条第三項において同じ。）の規定による審査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）を行う者としての指定

二 十四の二（略）

（帳簿）

第二十八条 法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ 建築物 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第三号様式の建築計画概要書（第三面を除く。）に記載すべき事項

ロ 建築設備 施行規則別記第八号様式又は施行規則別記第四十二号の七様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 施行規則別記第十号様式又は施行規則別記第四十二号の九様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあつては、施行規則別記第八号様式（昇降機用）又は施行規則別記第四十二号の七様式（昇降機用））による申請書の第二面に記載すべき事項

ニ 法第八十八条第二項に規定する工作物 施行規則別記第十一号

様式又は施行規則別記第四十二号の十様式による申請書の第二面に記載された事項

二〇九 (略)

(削る)

2|| 法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿は、第三十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第二十九条 (略)

(削る)

2|| 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類は、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第六条の第二項又は法第十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(書類の閲覧等)

様式又は施行規則別記第四十二号の十様式による申請書の第二面に記載すべき事項

二〇九 (略)

2|| 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3|| 法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、第三十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第二十九条 (略)

2|| 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同項の図書及び書類に代えることができる。

3|| 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第六条の第二項又は法第十八条第三項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(書類の閲覧等)

第二十九条の二 (略)

2・3 (略)

(削る)

4|| 指定確認検査機関は、第二項の書類を、当該書類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該確認検査の業務を行う事務所に備え置くものとする。

5|| 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二各号に掲げる書類を閲覧に供するため、閲覧に関する規則を定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(確認検査の業務の引継ぎ)

第三十一条 指定確認検査機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定確認検査機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定確認検査機関であった者。次項において同じ。）は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部を廃止したとき又は法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 第二十八条第二項に規定する帳簿を国土交通大臣等に、第二十九条第二項に規定する書類を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。

第二十九条の二 (略)

2・3 (略)

4|| 法第七十七条の二十九の二各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ確認検査の業務を行う事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5|| 指定確認検査機関は、第二項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該確認検査の業務を行う事務所に備え置くものとする。

6|| 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二各号の書類（第四項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を閲覧に供するため、閲覧に関する規則を定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(確認検査の業務の引継ぎ)

第三十一条 指定確認検査機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定確認検査機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定確認検査機関であった者。次項において同じ。）は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部を廃止したとき又は法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 第二十八条第三項に規定する帳簿を国土交通大臣等に、第二十九条第三項に規定する書類を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。

三 (略)

2 (略)

(帳簿)

第三十一条の十 (略)

(削る)

2|| 法第七十七条の三十五の十四第一項に規定する帳簿は、第三十一条の十四の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第三十一条の十一 法第七十七条の三十五の十四第一項の構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載された事項

二 六 (略)

(削る)

2|| 法第七十七条の三十五の十四第二項に規定する書類は、法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第六条の三第四項又は

三 (略)

2 (略)

(帳簿)

第三十一条の十 (略)

2|| 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の三十五の十四第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3|| 法第七十七条の三十五の十四第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、第三十一条の十四の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第三十一条の十一 法第七十七条の三十五の十四第一項の構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

二 六 (略)

2|| 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同項の図書及び書類に代えることができる。

3|| 法第七十七条の三十五の十四第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は

法第十八条第八項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(書類の閲覧等)

第三十一条の十一の二 (略)

2・3 (略)

(削る)

4|| 指定構造計算適合性判定機関は、第二項の書類を、当該書類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該構造計算適合性判定の業務を行う事務所に備え置くものとする。

5|| 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五各号に掲げる書類を閲覧に供するため、閲覧に関する規則を定め、構造計算適合性判定の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(構造計算適合性判定の業務の引継ぎ)

第三十一条の十四 指定構造計算適合性判定機関(国土交通大臣等が法第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関であった者)は、法第七十七条の三十五の二十一

、法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第六条の三第四項又は法第十八条第八項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

(書類の閲覧等)

第三十一条の十一の二 (略)

2・3 (略)

4|| 法第七十七条の三十五の十五各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ構造計算適合性判定の業務を行う事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5|| 指定構造計算適合性判定機関は、第二項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を、当該書類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該構造計算適合性判定の業務を行う事務所に備え置くものとする。

6|| 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五各号の書類(第四項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を閲覧に供するため、閲覧に関する規則を定め、構造計算適合性判定の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(構造計算適合性判定の業務の引継ぎ)

第三十一条の十四 指定構造計算適合性判定機関(国土交通大臣等が法第七十七条の三十五の十九第一項又は第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関であった者)は、法第七十七条の三十五の二十一

第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 第三十一条の十第二項に規定する帳簿を国土交通大臣等に、第三十一条の十一第二項に規定する書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

三 (略)

2 (略)

(帳簿)

第四十三条 (略)

(削る)

2 法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿は、第四十六条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第四十四条 (略)

(削る)

2 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類は、当該認定又は認証が取り消された場合を除き、型式適合認定の業務に係るものにあつては第四十六条の規定による引継ぎ(型式適合認定の業務に係る部分に限る。)を完了するまで、型式部材等製造者の認証の業務に係るもの

第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 第三十一条の十第三項に規定する帳簿を国土交通大臣等に、第三十一条の十一第三項に規定する書類を委任都道府県知事に引き継ぐこと。

三 (略)

2 (略)

(帳簿)

第四十三条 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、第四十六条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第四十四条 (略)

2 前項各号の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同項各号の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、当該認定又は認証が取り消された場合を除き、型式適合認定の業務に係るものにあつては第四十六条の規定による引継ぎ(型式適合認定の業務

にあつては五年間保存しなければならない。

(認定等の業務の引継ぎ)

第四十六条 指定認定機関（国土交通大臣が法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定認定機関であつた者）は、法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 第四十三条第二項に規定する帳簿及び第四十四条第二項に規定する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 (略)

(帳簿)

第五十二条の二 法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項の認定等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 認定等を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 認定等の対象となるものの概要として次に定めるもの

イ 型式適合認定にあつては、認定の申請に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、名称、構造、材料その他の概要

ロ 型式部材等製造者の認証にあつては、認証の申請に係る工場等の名称、所在地その他の概要及び製造をする型式部材等に係る型式適合認定番号その他の概要

三 認定等の申請を受けた年月日

四 型式部材等製造者の認証にあつては、実地検査を行った年月日

五 型式適合認定にあつては審査を行った認定員の氏名、型式部材等製造者の認証にあつては実地検査又は審査を行った認定員の氏名

六 審査の結果（認定等をしない場合にあつては、その理由を含む）。

に係る部分に限る。）を完了するまで、型式部材等製造者の認証の業務に係るものにあつては五年間保存しなければならない。

(認定等の業務の引継ぎ)

第四十六条 指定認定機関（国土交通大臣が法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定認定機関であつた者）は、法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 第四十三条第三項に規定する帳簿及び第四十四条第三項に規定する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 (略)

(新設)

七 認定番号又は認証番号及び型式適合認定書又は型式部材等製造者
認証書を通知した年月日（認定等をしない場合にあっては、その旨
を通知した年月日）

八 法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四
十六第一項の規定による報告を行った年月日

九 認定等に係る公示の番号及び公示を行った年月日

2 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法
第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿（その作成に代えて電磁的
記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識するこ
とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処
理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合
における当該電磁的記録を含む。）を、法第七十七条の五十五第一項
又は第二項の規定により当該承認認定機関の承認が取り消されるまで
保存しなければならない。

（図書の保存）

第五十二条の三 法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七
十七条の四十七第二項の認定等の業務に関する書類で国土交通省令で
定めるものは、次の各号に掲げる認定等の業務の区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定める図書（これらの図書の作成に代えて電磁的記録の
作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

一 型式適合認定 施行規則第十条の五の二第一項に規定する型式適
合認定申請書及びその添付図書並びに型式適合認定書の写しその他
審査の結果を記載した図書

二 型式部材等製造者の認証 施行規則第十条の五の五に規定する型
式部材等製造者認証申請書及びその添付図書並びに型式部材等製造
者認証書の写しその他審査の結果を記載した図書

2 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法
第七十七条の四十七第二項に規定する書類（その作成に代えて電磁的

（新設）

記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。」を、次の各号に掲げる場合を除き、型式適合認定の業務に係るものにあつては法第七十七条の五十五第一項又は第二項の規定により当該承認認定機関の承認が取り消されるまで、型式部材等製造者の認証の業務に係るものにあつては五年間保存しなければならない。

一 型式適合認定が取り消されたとき。

二 法第六十八条の二十三の規定により認証外国型式部材等製造者の認証が取り消されたとき。

(準用)

第五十七条 第三十三条の規定は法第七十七条の五十四第一項の規定による承認の申請に、第三十三条の二及び第三十六条の規定は法第六十八条の二十四第三項の規定による承認に、第三十七条、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定は承認認定機関について準用する。

(帳簿)

第六十八条 (略)

(削る)

2 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿は、第七十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第六十九条 (略)

(準用)

第五十七条 第三十三条の規定は法第七十七条の五十四第一項の規定による承認の申請に、第三十三条の二及び第三十六条の規定は法第六十八条の二十四第三項の規定による承認に、第三十七条、第三十八条及び第四十一条から第四十四条までの規定は承認認定機関について準用する。

(帳簿)

第六十八条 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、第七十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第六十九条 (略)

(削る)

2 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第二項に規定する書類は、第七十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(性能評価の業務の引継ぎ)

第七十一条 指定性能評価機関（国土交通大臣が法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定性能評価機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定性能評価機関であつた者）は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 第六十八條第二項に規定する帳簿及び第六十九條第二項に規定する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 (略)

(性能評価業務規程の認可の申請)

第七十七条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項前段の規定により性能評価の業務に関する規程（以下この章において「性能評価業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、別記第四十一号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程認可申請書に当該認可に係る性能評価業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項後段の規定により性能評価業務規程の

2 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもって同項の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十七第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、第七十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(性能評価の業務の引継ぎ)

第七十一条 指定性能評価機関（国土交通大臣が法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定性能評価機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定性能評価機関であつた者）は、法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 (略)

二 第六十八條第三項に規定する帳簿及び第六十九條第三項に規定する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 (略)

(性能評価業務規程の認可の申請)

第七十七条 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項前段の規定により性能評価の業務に関する規程（以下この章において「性能評価業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、別記第四十一号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程認可申請書に当該認可に係る性能評価業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項後段の規定により性能評価業務規程の

変更の認可を受けようとするときは、別記第四十二号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第七十七條の二 法第七十七條の五十七第二項において準用する法第七十七條の四十七第一項の性能評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 性能評価を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 性能評価の申請に係る構造方法、建築材料又はプログラムの種類、名称、構造、材料その他の概要

三 性能評価の申請を受けた年月日

四 令第七十九條において準用する第六十三條第五号の規定により審査を行った場合においては、工場等の名称、所在地その他の概要並びに同号の規定による確認を行った年月日及び評価員の氏名

五 審査を行った評価員の氏名

六 性能評価書の交付を行った年月日

2 承認性能評価機関は、法第七十七條の五十六第二項において準用する法第七十七條の四十七第一項に規定する帳簿（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、法第七十七條の五十七第二項の規定において準用する法第七十七條の五十五第一項又は第二項の規定により当該承認性能評価機関の承認が取り消されるまで保存しなければならない。

(図書の保存)

第七十七條の三 法第七十七條の五十七第二項において準用する法第七

変更の認可を受けようとするときは、別記第四十二号様式の承認性能評価機関性能評価業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

十七条の四十七第二項の性能評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第十条の五の二十一第一項各号に掲げる図書及び性能評価書の写しその他審査の結果を記載した図書（これらの図書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）とする。

2 承認性能評価機関は、法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十七第二項に規定する書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、法第七十七条の五十七第二項の規定において準用する法第七十七条の五十五第一項又は第二項の規定により当該承認性能評価機関の承認が取り消されるまで保存しなければならない。

（準用）

第七十九条 第五十九条の規定は法第七十七条の五十七第一項の規定による承認の申請に、第五十八条の二及び第六十二条の規定は法第六十八条の二十五第六項の規定による承認に、第六十三条、第六十四条及び第六十七条の規定は承認性能評価機関に、第五十四条から第五十六条までの規定は法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十九第一項の検査について準用する。

（準用）

第七十九条 第五十九条の規定は法第七十七条の五十七第一項の規定による承認の申請に、第五十八条の二及び第六十二条の規定は法第六十八条の二十五第六項の規定による承認に、第六十三条、第六十四条及び第六十七条から第六十九条までの規定は承認性能評価機関に、第五十四条から第五十六条までの規定は法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十九第一項の検査について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた確認その他の建築基準法（以下「法」という。）の規定による処分及び報告（以下「処分等」という。）に係る法第十二条第八項（法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により整備し、かつ、保存しなければならない台帳の記載事項及び書類については、第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則（以下「新施行規則」という。）第六条の三第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 3 施行日前に行われた処分等に係る法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により閲覧させなければならない書類については、新施行規則第十一条の三第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。